

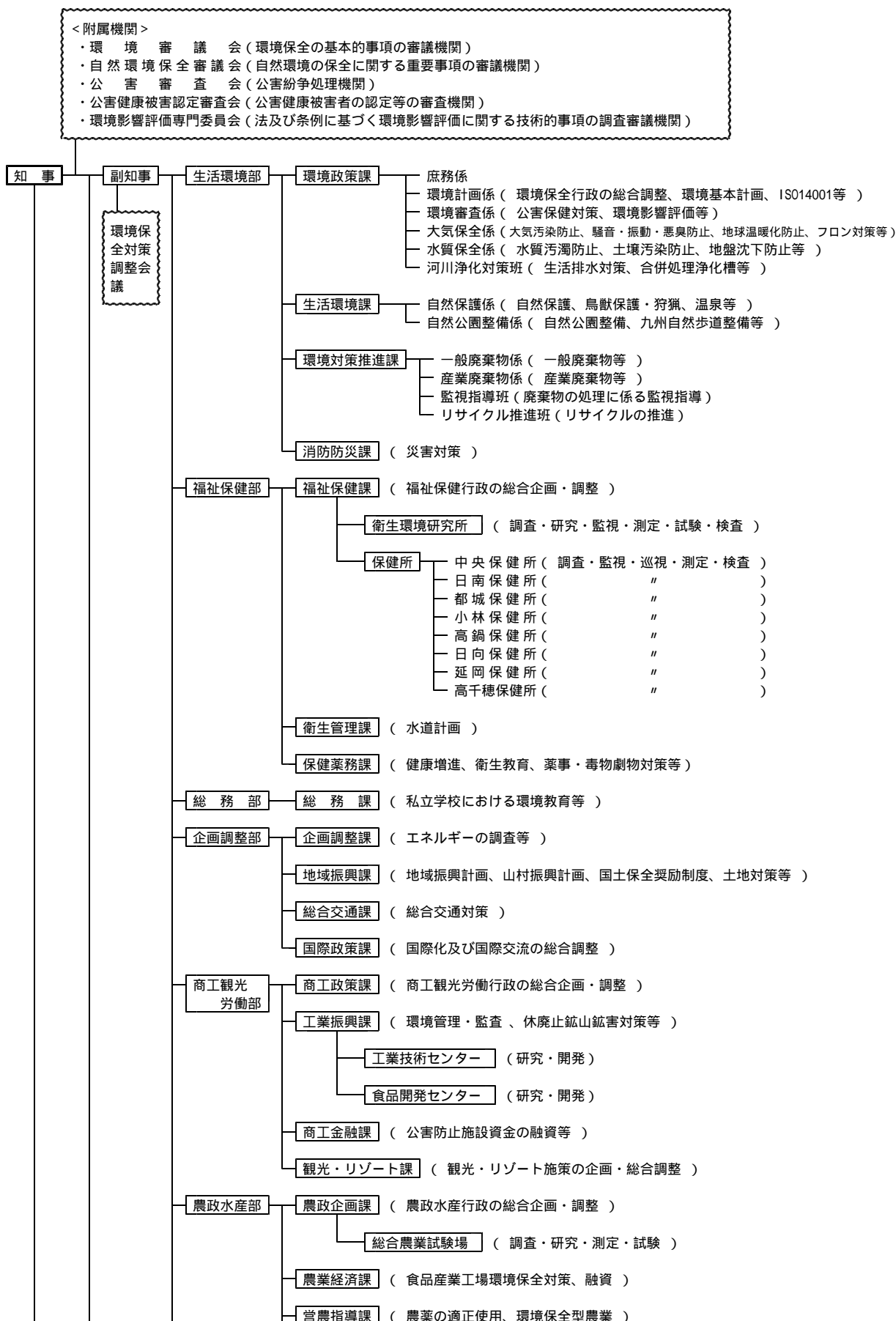
資料編 (資料 2)

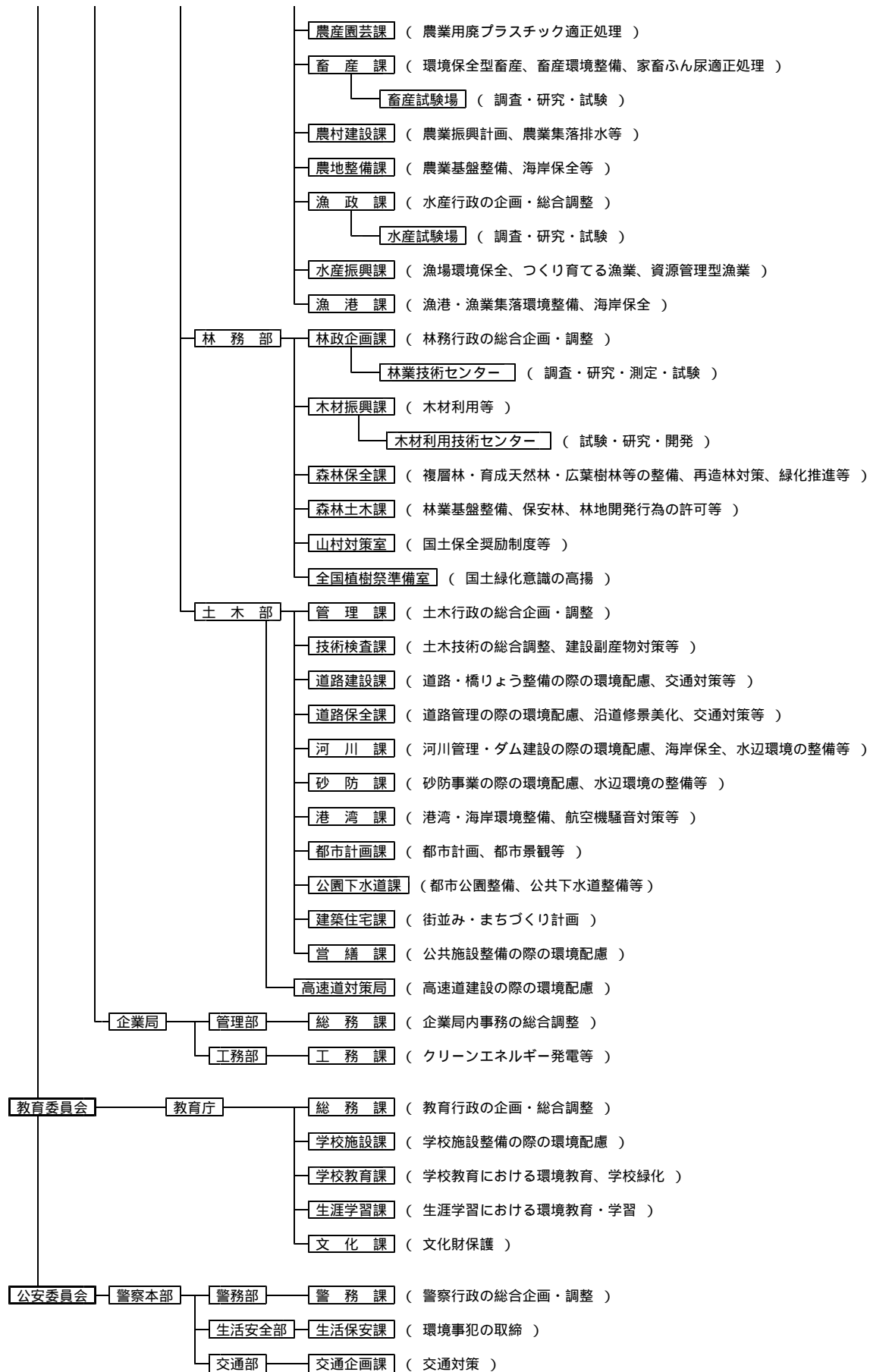
1	環境関係行政組織	343
2	宮崎県の環境行政のあゆみ	352
3	市町村の環境関係条例制定状況	360
4	大気汚染に係る環境基準等	364
5	水質汚濁に係る環境基準等	367
6	環境基準の類型指定の状況	374
7	排水基準	379
8	ゴルフ場使用農業による水質汚濁防止に係る暫定指導指針	383
9	土壌の汚染に係る環境基準	384
10	騒音に係る環境基準	389
11	航空機騒音に係る環境基準	390
12	騒音規制法に基づく指定地域	391
13	騒音規制法に基づく騒音の規制基準等	392
14	騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度	394
15	宮崎県公害防止条例に基づく音響機器の使用時間制限等	394
16	振動規制法に基づく指定地域	395
17	振動規制法に基づく規制基準等	396
18	悪臭防止法に基づく規制地域等	397
19	環境指標	398
20	環境関係用語の解説	406

1 環境関係行政組織

(1) 県の環境関係行政組織

(平成14年4月1日現在)





宮 崎 県 環 境 審 議 会 委 員

(順不同・敬称略、平成14年12月16日現在)

区分	氏 名	職 名 等	備考
学識経験者	北尾 忠利	元 宮崎大学農学部教授	会 長
	玉井 理	宮崎大学農学部名誉教授	会長代理
	木島 剛	宮崎大学工学部教授	
	中尾 登志雄	宮崎大学農学部教授	
	村田 寿	宮崎大学農学部教授	
	和田 明彦	宮崎医科大学教授	
	田代 裕子	宮崎産業経営大学経営学部教授	
	池田 裕明	宮崎産業経営大学法学部助教授	
	大迫 敏輝	弁護士	
	土井 裕子	河川学習館リバーパル五ヶ瀬川館長	
	隈部 智代	消費生活アドバイザー	
	蒲生 芳子	大淀川環境基金実行委員会事務局長	
	南 涼子	環境カウンセラー(環境省所管)	
	猪崎 悦子	日本野鳥の会宮崎支部幹事	
	甲斐 カズ子	宮崎県地域婦人連絡協議会長	
	和田 綾	宮崎県青年団協議会常任理事	
	安元 喜久子	宮崎県生活学校連絡協議会会長	
	早稲田 芳男	宮崎県医師会常任理事	
	三好 正二	宮崎日日新聞論説委員会委員長	
	湯川 美智子	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長	
	岩切 達郎	宮崎県商工会議所連合会会頭	
	中村 眞澄	宮崎県農業協同組合中央会会長	
	丸山 英満	宮崎県漁業協同組合連合会代表理事会長	
田爪 弥栄	宮崎県林業研究グループ連絡協議会会長		
鳥飼 謙二	県議会厚生常任委員会委員長		
関係行政 機関	日野 光幸	西都市長	市長会代表
	長瀬 道大	野尻町長	町村会代表
	児嶋 峯男	海上保安庁油津海上保安部長	
	轉馬 潤	九州地方整備局宮崎工事事務所長	
	大石 敏彦	環境省九州地区環境対策調査官事務所長	

* 委員の任期： 平成14年8月1日～平成16年7月31日

宮崎県公害審査会委員

平成14年9月20日現在

所属・役職等	氏名	備考
弁護士	殿所 哲	会長
弁護士	内田 繁俊	
弁護士	岩佐 郁子	
宮崎医科大学名誉教授	常俊 義三	
宮崎県医師会理事	小玉 徳信	
宮崎大学工学部教授	丸山 俊朗	
宮崎大学工学部教授	菊地 正憲	
宮崎大学工学部教授	原田 隆典	
宮崎県教育委員	阪衛 睦子	

(任期 平成12年11月1日 ~ 平成15年10月31日)

宮崎県公害健康被害認定審査会委員

平成14年12月1日現在

氏 名	所 属 ・ 職	専 門
出盛 允啓	元宮崎医科大学助教授 青木皮膚外科医院医師	皮 膚 科
大井 長和	宮崎医科大学助教授	神 經 内 科
小田 眞道	医療法人社団道仁会 小田内科循環器科院長	内 科
河野 雅行	河野整形外科院長	整 形 外 科
菊池 郁夫	県立宮崎病院医療情報科部長兼内科医長	内 科
常俊 義三 (会 長)	宮崎医科大学名誉教授 労働福祉事業団 宮崎産業保健推進センター所長 県立看護大学客員教授	公 衆 衛 生
東野 哲也	宮崎医科大学助教授	耳 鼻 咽 喉 科
富永 正一	富永法律特許事務所	法 律
直井 信久	宮崎医科大学教授	眼 科
渡邊 紘光	渡邊紘光法律事務所	法 律

宮崎県自然環境保全審議会委員

平成15年1月10日現在

氏名	職名等	任期	所属部会			
			自然	鳥獣	温泉	沿道
新井正久	環境省九州地区自然保護事務所長	15.7.31				
猪崎悦子	日本野鳥の会宮崎支部幹事	15.7.31				
伊藤五恵	陶芸作家	15.7.31				
岩切正憲	宮崎県教育長	15.7.31				
岩本俊孝	宮崎大学教育文化学部教授	15.7.31				
植野章一	北郷町長	16.3.31				
太田次男	宮崎県警察本部生活安全部長	15.7.31				
落合兼俊	宮崎県町村会会長・清武町長	15.7.31				
甲斐カズ子	宮崎県地域婦人連絡協議会会長	15.7.31				
金子弘二	放送大学宮崎学習センター所長	16.6.30				
亀井俊水	九州森林管理局長	15.7.31				
北川義男	南九州大学園芸学部教授	15.7.31				
黒木忍	宮崎産業経営大学教授	16.3.31				
黒木嘉久	宮崎大学農学部名誉教授	15.7.31				
白尾国興	宮崎県歯科医師会会長	16.3.31				
鈴木泉	宮崎県衛生環境研究所長	16.3.31				
津村重光	宮崎県市長会会長・宮崎市長	15.7.31				
鳥飼謙二	宮崎県議会厚生常任委員会委員長	16.3.31				
中島勝美	宮崎県観光協会会長	15.7.31				
中武英雄	宮崎県森林組合連合会会長	15.7.31				
中村眞澄	宮崎県農業協同組合中央会会長	15.7.31				
宮崎道公	えびの市長	16.3.31				
米良安昭	宮崎県猟友会会長	15.7.31				
八ツ橋寛子	宮崎大学教育文化学部助教授	15.7.31				
山内博利	宮崎県工業技術センター総務部長	16.3.31				
25名			11名	8名	8名	5名

は部会長

宮崎県環境影響評価専門委員会委員 (H14年 4月 1日現在)

氏 名	現 職	備 考
にし あきら 西 亮	宮崎環境エネルギー開発協会理事長	大気汚染・悪臭
はらだ たかのり 原田 隆典	宮崎大学工学部教授	騒音・振動
むらた ひさし 村田 寿	宮崎大学農学部教授	水質汚濁
かねこ こうじ 金子 弘二	放送大学宮崎学習センター長	地形・地質
たまい まこと 玉井 理	宮崎大学農学部名誉教授	土壌汚染
なかしま よしと 中島 義人	宮崎自然環境調査研究会代表	動物
かわの こうぞう 河野 耕三	宮崎農業高等学校教諭	植 物
きたがわ よしお 北川 義男	南九州大学園芸学部教授	景 観
いざき えつこ 猪崎 悦子	日本野鳥の会宮崎支部幹事	触れ合いの活動の場

は会長、 は副会長

(2) 市町村の環境関係行政組織(平成14年4月1日現在)

部 門 市町村	環 境 一 般	公 害	廃 棄 物	自 然 保 護
宮 崎 市	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課 環 境 業 務 課	環 境 保 全 課
都 城 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	環 境 業 務 課	維 持 管 理 課
延 岡 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	ク リ ー ン セ ン タ ー	生 活 環 境 課 ・ 文 化 課 ・ 街 路 公 園 課
日 南 市	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	清 掃 事 務 所	企 画 課 ・ 商 工 観 光 課
小 林 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	商 工 観 光 課
日 向 市	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課
串 間 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	商 工 観 光 課
西 都 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	農 林 課 ・ 活 性 化 推 進 室
え び の 市	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	観 光 商 工 課
清 武 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課
田 野 町	健 康 づ く り 課	健 康 づ く り 課	健 康 づ く り 課	健 康 づ く り 課
佐 土 原 町	環 境 課	環 境 課	環 境 課	環 境 課
北 郷 町	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	商 工 観 光 課
南 郷 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	総 務 課
三 股 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	農 林 振 興 課
山 之 口 町	福 祉 保 健 課	福 祉 保 健 課	福 祉 保 健 課	総 務 課
高 城 町	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	農 林 振 興 課
山 田 町	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課
高 崎 町	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	農 業 振 興 課
高 原 町	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	産 業 振 興 課
野 尻 町	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	畜 産 林 務 課
須 木 村	住 民 課	住 民 課	住 民 課	農 林 課

部 門 市町村	環 境 一 般	公 害	廢 棄 物	自 然 保 護
高 岡 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	農 林 振 興 課
国 富 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課
綾 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	企 画 財 政 課
高 鍋 町	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課	企 画 商 工 課
新 富 町	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課
西 米 良 村	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	農 林 課
木 城 町	町 民 課	町 民 課	町 民 課	産 業 課
川 南 町	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課
都 農 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
門 川 町	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課
東 郷 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
南 郷 村	住 民 課	住 民 課	住 民 課	企 画 觀 光 課
西 郷 村	福 祉 課	福 祉 課	福 祉 課	建 設 課・企 画 課
北 郷 村	健 康 福 祉 課	健 康 福 祉 課	健 康 福 祉 課	林 業 振 興 課
北 方 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	企 画 開 発 課
北 川 町	町 民 課	町 民 課	町 民 課	企 画 課
北 浦 町	町 民 課	町 民 課	町 民 課	企 画 觀 光 課
諸 塚 村	住 民 福 祉 課	住 民 福 祉 課	住 民 福 祉 課	産 業 課
椎 葉 村	村 民 生 活 課	村 民 生 活 課	村 民 生 活 課	企 画 觀 光 課
高 千 穂 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	商 工 觀 光 課
日 之 影 町	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	企 画 開 発 課
五ヶ瀬 町	福 祉 課	福 祉 課	福 祉 課	企 画 商 工 課

2 宮崎県の環境行政のあゆみ

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 9. 3		霧島、国立公園に指定
25. 7		温泉審議会設置
27. 2		油津港重要港湾に指定
27. 4		細島臨海工業地帯造成事業に着手
28. 4		宮崎県公園に関する条例制定
30. 6		日南海岸、国定公園に指定
33. 9		県定公園の指定（祖母傾、尾鈴、母智丘、関之尾、西都原、杉安、南北浦海岸）
36. 3		県定公園の指定（鱈塚）
36. 4		宮崎県立自然公園条例制定（宮崎県公園に関する条例は廃止、既指定公園はこの条例による県立自然公園となる）
36.10		第1次鳥獣保護事業計画策定（39. 4～42. 3）
38. 4		県立自然公園指定（日向美々津海岸）
38.11	でん粉廃水対策連絡協議会設置	
39. 1		日向・延岡地区、新産都市に指定
39. 3		霧島屋久国立公園名称改称（錦江湾及び屋久島地区が追加）
39.12	企画開発部企画課に公害担当職員を置く。	県鳥「コシジロヤマドリ」県花「ハマユウ」 県旗決定
40. 3		祖母傾山、国定公園に指定
40. 4	でん粉廃水対策審議会設置条例制定	
41. 8	公害問題連絡協議会設置	第2次鳥獣保護事業計画の策定（42. 4～47. 3）
41. 9		県木「フェニックス」決定
41.12		県立自然公園指定（市房、矢岳高原）
42. 7	企画開発部に県民生活課を新設し、公害対策主幹を置く。	
43.12	公害対策審議会設置（でん粉廃水対策審議会設置条例廃止）	
44. 4	衛生部環境衛生課に公害担当職員を置く。	沿道修景美化条例制定
44. 8	衛生部に「公害課」を新設 （県民生活課の公害対策主幹を廃止）	
44.10	公害防止条例制定（45.3施行）	
45. 3	騒音規制法に基づく地域指定（延岡市、宮崎市、都城市）及び規制基準の設定 （47. 7 廃止）	
45. 5	公害行政連絡会議設置	
45. 7		日南海岸国定公園中に海中公園地区を指定
45. 9	公害対策本部設置 延岡地区の大気汚染緊急時対策要綱制定、 水域の環境基準の類型指定（閣議決定、五ヶ瀬川水域） 公害紛争処理条例制定	
45.11	公害審査会設置	
45.12		土地利用対策協議会設置
46. 3	水質審議会設置	
46. 8	衛生部を環境保健部とし、環境長を置き、 環境保全課と公害センターを新設	
46.10	宮崎県環境保全行政総合調整規程制定 養豚に起因する環境汚染防止対策要綱制定	第3次鳥獣保護事業計画の策定（47. 4～52. 3）
46.11	土呂久鉱山の鉱害問題を提起される。	
46.12		（新大隅開発計画第1次試案公表される）
47. 1	土呂久地区社会医学的調査専門委員会設置	
47. 2		一ツ瀬川長期濁水専門委員会設置

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 47. 4	延岡地区大気汚染テレメーターシステム設置	
47. 6		産業廃棄物実態調査実施
47. 7	土呂久地区の鉱害に係る社会医学的調査結果の発表 土呂久鉱山の鉱害問題に対する行政上の措置公表 騒音規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定（9市20町）	
47. 8	土呂久鉱山に係る健康被害の緊急医療救済措置要綱を制定 土呂久鉱山健康被害者、上記要綱により認定（7名）	
47. 9	「浜川流路改善事業」着手（47～52年度） （公害防止事業費事業者負担法適用事業） 大淀川柏田水質自動監視所設置	一ツ瀬川長期濁水専門委員会の中間報告
47.12	土呂久鉱害による健康被害者に知事あっせんによる補償（第1次あっせん7名、総額1,680万円）	
48. 1	水域の環境基準類型指定（大淀川、清武川及び広渡川水域並びに広渡川河口海域）	
48. 2	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づき土呂久地区を地域指定	自然保護推進員（1,500名）依頼（第1期）
48. 3	上乘せ排水基準の設定（五ヶ瀬川水域） 財団法人宮崎県公害防止管理協会設立	「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」制定
48. 4	油津港公害防止計画事業着手（48～50年度）	自然環境保全審議会設置（県立自然公園審議会、鳥獣審議会、沿道修景美化審議会吸収合併） 全国植樹祭（霧島山 夷守台） （4月8日を「みどりの日」に定める）
48. 6		御池野鳥の森開設 自然環境保全基礎調査（みどりの国勢調査）実施
48. 7	地区公害対策連絡協議会設置 土呂久鉱害健康被害者、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による認定（4名）	
48.10		ごみ一掃県民総ぐるみ運動実施
48.11	土呂久鉱害健康被害者、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による認定（1名）	赤外線カラー航空写真による植生調査の実施（48～49年度）
48.12		宮崎県における自然環境の保護と創出に関する基本方針を定める。
49. 1	畜舎の環境汚染防止指導実務指針策定	
49. 2	土呂久鉱害健康被害者、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による認定（13名） 土呂久鉱害による健康被害者に知事あっせんによる補償（第2次あっせん5名、総額1,110万円）	日豊海岸、国定公園に指定（日向美々津海岸 県立公園廃止） 同公園に海中公園地区を指定
49. 3		近隣共同緑地計画第1号認定（都城市、高野）
49. 4	水域の環境基準類型指定（小丸川、一ツ瀬川、福島川、大淀川及び日南海岸地先水域） 第7次公害防止計画策定予定地域基礎調査実施（日向・延岡地域）	「県民選好度調査」着手（49～51年）

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 49. 7		色彩判断基準策定研究会設置（49・50・52年）
49. 9	公害健康被害補償法の施行 公害健康被害認定審査会設置 悪臭規制地域の指定及び規制基準の基本方針を定める。	
49.10	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（23名）	
49.12	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の認定（9市1町） 土呂久鉱害健康被害者に知事あっせんによる補償（第3次あっせん10名、総額2,720万円）	
50. 1		みどりの少年団第1号結成（日之影町）
50. 2		自然保護推進員（1,500名）依頼（第2期） （新大隅開発計画第2次試案骨子公表される）
50. 3	一ツ瀬川長期濁水に係る補償調印（補償総額91,549,500円）	宮崎県土地利用基本計画策定 産業廃棄物処理計画策定（昭和47～55年） 新大隅開発計画（試案）調査検討委員会設置 全国野鳥保護のつどい開催（えびの高原）
50. 5	土呂久鉱害健康被害者に知事あっせんによる補償（第4次あっせん23名、総額6,920万円）	
50. 7	日向・延岡地域、第7次公害防止計画地域として計画策定が指示される。	
50. 8		みどりの基準研究開発協議会設置（50～52年）
50. 9	岩戸川流域（東岸寺地区）農用地土壌汚染防止対策地域に指定	
51. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（38名）	
51. 4	騒音規制法に基づく地域指定の一部変更（東郷町を新規指定）	
51. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（10名） 騒音規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定（東郷町）	
51. 6		森谷観音（北川町）、大斗滝（西郷村） 緑地環境保全地域に指定 （新大隅開発計画第2次試案公表）
51. 9		し尿浄化槽指導要領策定
51.10	土呂久鉱害健康被害者に知事あっせんによる補償（第5次あっせん37名、総額13,030万円）	第4次鳥獣保護事業計画の策定（52.4～57.3）
51.11	岩戸川流域（東岸寺地区）農用地土壌汚染防止対策計画策定	
51.12		檜葉（南郷村）、掃部岳北部（西米良村）を自然環境保全地域に指定 新大隅開発計画（試案）調査検討委員会環境専門部会設置
52. 1	日向・延岡地域、第7次公害防止計画地域に指定	
52. 2	水域の環境基準類型指定（五ヶ瀬川、五十鈴川、塩見川、耳川、尾末湾、日豊海岸地先及び日南海岸地先水域）	自然保護推進員（1,500名）依頼（第3期）
52. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 52. 5	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定(10町) 土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定(7名)	
52. 7		国土利用計画宮崎県計画策定
52.12	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定(1名)	
53. 1	宮崎空港拡張に伴う環境保全問題について環境保全対策連絡調整会議開催	
53. 3	悪臭防止法に基づく規制基準の一部改正(悪臭3物質追加)	三之宮峡(小林市)緑地環境保全地域に指定(新大隅開発計画に係る環境アセスメント公表)
53. 3	振動規制地域の指定及び規制基準設定の基本方針を定める。 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定(9市1町)	鹿児島県の新大隅開発計画に係る環境アセスメントに対する問題点を公表
53. 4		「みどりの基準」作成公表
53. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定(2名)	
53. 6	県南地域大気、水質環境予測調査着手	
53. 9	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定(3名、うち2名は県単要綱による被認定者)	
53.10	大気汚染監視車「みどり2号」設置 土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定(6名)	
53.11	騒音規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定(2町)	
54. 2	大気汚染監視テレメーターシステム開発プロジェクトチーム設置 悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定(3町)	自然保護推進員(1,500名)依頼(第4期)
54. 4	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定(8名) 水域の環境基準類型指定(川内川、日南海岸地先海域)	緑地保全樹木の指定
54. 6	振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定	
54. 8	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定(7町)	
54. 9	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定(3名)	
54.12	農用地土壌汚染防止対策地域の指定(岩戸川流域土呂久地区) 大淀川上乘せ排水基準の設定について水質審議会へ諮問	
55. 1	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定(8名)	
55. 3		宮崎県における自然環境に調和した建造物色彩について(色彩判断基準)公表 亜熱帯ベルトパーク構想公表
55. 4	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定(国富町)	
55. 5	宮崎県合成洗剤対策推進要綱制定 土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定(1名)	

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 55. 9	騒音に係る環境基準の類型指定（宮崎市、延岡市、都城市）	
55.10	岩戸川流域土呂久地区農用地土壌汚染防止対策計画策定 第39回全国公害行政協議会、宮崎県で開催	
55.11		新大隅開発計画に関する覚書を鹿児島県と締結
55.12	振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の制定（14町）	
56. 2		自然保護推進員（1,500名）依頼（第5期）
56. 3	日向・延岡地域公害防止計画の延長計画（56～60年度）の承認を受ける。	
56. 5	水域の環境基準類型指定（北浦湾）	
56. 7	上乘せ排水基準の設定（大淀川上流域）	
56. 9	志布志湾地域環境保全行政連絡協議会を設置	
56.10		第5次鳥獣保護事業計画の策定（57～61年度）
57. 1	大気汚染中央監視局開局	
57. 2	宮崎県空き缶等問題懇話会設置 宮崎県公害防止条例一部改正（深夜営業騒音規制追加）	産業廃棄物処理計画策定（昭56～平2年度）
57. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（4名）	
57. 4		長谷観音（西都市）緑地環境保全地域に指定
57. 5		九州中央山地、国定公園に指定
57. 6	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	
57.11	全国大気汚染学会、宮崎開催	
58. 2		自然保護推進員（1,500名）依頼（第6期）
58. 6	水域の環境基準類型指定（石並川、名貫川）	
59. 1	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	
59. 4		し尿浄化槽指導要領改正
59. 7	宮崎県公害紛争処理条例一部改正	
59. 9	騒音に係る環境基準の類型指定（日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市）	霧島屋久国立公園（霧島地区）指定50周年記念式典
60. 2		自然保護推進員（1,500名）依頼（第7期）
60. 3	航空機騒音に係る環境基準の類型指定（宮崎市、清武町、新富町、西都市、佐土原町）	宮崎県空き缶等の散乱の防止等に関する要綱の制定 宮崎県生活雑排水対策の推進に関する要綱の制定
60. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	国設霧島鳥獣保護区管理棟開設（環境庁）（御池野鳥の森）
60. 9		霧島屋久国立公園（霧島地区）の公園計画の変更等（公示）
60.10		宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の制定
60.11		国際森林年記念行事（第1回林業フェスティバル開催）
61. 1	水質審議会を公害対策審議会に統合	
61. 3	公害対策本部廃止	
61. 4	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	

年月	公害関係事項	自然環境その他関連事項
昭 61.10		浄化槽指導要領改正
62. 1	日向・延岡地区公害防止計画延長計画 (昭61～平2年度)の承認を受ける	
62. 2		自然保護推進員(1,500名)依頼(第8期) 第6次鳥獣保護事業計画の策定 (昭62.4～平4.3)
62. 3	騒音に係る環境基準の類型指定(佐土原町、 高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町、北 川町)	宮崎県南部地域環境利用ガイド作成
62. 4	水域の環境基準類型指定(亀崎川、鳴子川)	
62. 6		宮崎県有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付 要綱制定
63. 1	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償 法による認定(2名)	
63. 2		地域環境教育カリキュラム策定調査書作成
63. 3		第二次産業廃棄物処理計画(改訂計画)策定 (昭56～平成2年度)
63.11	大気汚染移動監視車「みどり号」が(財) 日本宝くじ協会から寄贈される	
平 元. 2		自然保護推進員(1,500名)依頼(第9期)
元. 4		巨樹・巨木林調査中間報告
元. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の 補償等に関する法律による認定(1名)	
元. 7		ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導 要綱制定
元.11		ツキノワグマ捕獲禁止措置 宮崎県合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交 付要綱制定
2. 3		感染性廃棄物の適正処理指針の策定 宮崎県環境保全基金条例の制定
2. 9		日南海岸国定公園区域及び公園計画の変更
2.10		宮崎県温泉保護対策指導要綱の制定
3. 1	宮崎県河川浄化対策連絡会議を設置	環境庁によるレイシガイダマシ(サンゴを食害 する貝)緊急調査実施
3. 2		自然保護推進員(1,500名)依頼(第10期)
3. 3	宮崎県大気汚染常時監視網再編成 (平成元年度、2年度)事業完了	
3. 4	悪臭物質の規制基準の設定	県発注工事に係るマニフェストシステムの導入
3. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の 補償等に関する法律による認定 (1名、県単要綱による被認定者)	(社)宮崎県産業廃棄物協会設立許可
3. 7		祖母傾県立公園計画の変更
3. 8	都城市、三股町の一部地域を「生活排水 対策重点地域」に指定	宮崎県環境情報センターを設置
3. 9	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の 補償等に関する法律による認定(1名)	
3.11		宮崎県ごみ対策協議会設立
4. 3		第7次鳥獣保護事業計画の策定(平成4～8年度) 第三次宮崎県産業廃棄物処理計画策定 (平成3～12年度)
4. 3	日向・延岡地域公害防止計画承認 (計画期間平成3年度～7年度)	
4. 4	水域の環境基準類型指定(三ヶ所川、網 の瀬川、曾木川、都農川、平田川、加江 田川)	宮崎県環境影響評価要綱制定

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
平 4.10		宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱策定 宮崎県環境影響評価要綱施行
5. 1		日豊海岸国定公園区域及び公園計画の変更
5. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（3名）	自然保護推進員(1,500名)依頼（第11期）
5. 3		「宮崎の名水」の選定（21件）
5. 3	県下全市町村で「生活排水対策総合基本計画」策定	
5. 4	水域の環境基準類型指定（細見川、石崎川）	廃棄物監視員制度を発足（3名）
5.10	窒素又は燐が海洋植物プランクトンに著しい増殖をもたらすおそれがある海域として尾末湾を指定	
6. 2	「宮崎県生活排水対策総合基本計画」策定	
6. 3	大気汚染常時監視テレメーターシステムの更新	「公共関与による産業廃棄物処理施設整備の在り方について」の提言
6. 4	水域の環境基準類型指定（細田川）	
6. 7	公害対策審議会廃止	
6. 8		宮崎県環境審議会設置
7. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（4名）	宮崎県廃棄物減量化推進基本計画の策定 財団法人宮崎県環境整備公社の設置
7. 4	水域の環境基準類型指定（石氷川、萩原川、日之影川） 悪臭物質の規制基準の設定	「宮崎県空き缶等のごみ散乱防止条例」施行
7.10		宮崎県産業廃棄物適正処理指導要綱施行
7.12		一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会設立
8. 2	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（4名）	
8. 4	水域の環境基準類型指定（三名川、谷之木川、炭床川、花の木川）	「宮崎県環境基本条例」施行 宮崎県産業廃棄物適正処理指導要綱改正 宮崎県フロン対策推進協議会設立
8.10		
9. 2	延岡地域公害防止計画承認（計画期間：平成8年度～平成12年度）	
9. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（2名） （財）宮崎県公害防止管理協会が（財）宮崎県環境科学協会に改称	宮崎県環境基本計画策定 第三次宮崎県産業廃棄物処理計画（改訂計画）策定（平成9年～12年）
9. 4	水域の環境基準類型指定（城の下川）	
9. 5	宮崎県生活雑排水対策の推進に関する要綱の改正	
9. 9	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（1名）	
10. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（2名） 「宮崎県生活排水対策総合基本計画」（改訂計画）策定	ひむかのくに環境保全推進県民会議発足 宮崎県地球温暖化対策地域推進計画策定 日南海岸国定公園の公園計画の変更 一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会の中間報告 浄化槽指導要領改正 環境保全の森林協議会設立 宮崎県環境審査会設置
10. 4		
10. 5		
11. 2	大気環境測定車「さわやか号」が（財）日本宝くじ協会から寄贈される	
11. 3	宮崎県公害防止条例一部改正（燃烧不適物の屋外燃焼行為規制追加） 土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（2名）	「宮崎県環境保全率先実行行動計画」策定 一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会が「一ツ瀬川濁水軽減対策計画書」を策定 環境保全の森林協議会が「環境保全の森林整備計画書」を策定 「宮崎県ごみ処理広域化計画」策定 自然保護推進員(1,500名)依頼（第13期）

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
平 11. 5		一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構設立
11.11	県、延岡市、日向市、門川町、旭化成で、 新たな公害防止協定を締結した。	
12. 2		宮崎県庁環境マネジメントシステム運用開始
12. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補 償等に関する法律による認定（1名）	「宮崎県環境影響評価条例」制定 ISO14001予備審査受審 宮崎県版レッドデータブックの発行 母智丘関之尾県立自然公園区域及び公園計画の 変更 西都原杉安峡県立自然公園区域及び公園計画の 変更 日南海岸国定公園管理計画の策定 第8次鳥獣保護事業計画の改定 ISO14001認証取得
12. 6		宮崎県地球温暖化対策実行計画の策定
12.10		宮崎県特定鳥獣保護管理計画の策定 宮崎県環境影響評価専門委員会設置
12.12		
13. 2	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補 償等に関する法律による認定（2名）	
13. 3		宮崎県環境基本計画（改訂計画）の策定 宮崎県環境学習基本指針の策定 日豊海岸国定公園管理計画の策定
14. 3	「第2次宮崎県生活排水対策総合基本計 画」策定	ノカイドウ保存管理計画の策定 第9次鳥獣保護事業計画の策定 「宮崎県廃棄物処理計画」策定

3 市町村の環境関係条例制定状況

(平成14年4月1日現在)

市 町 村	条 例 の 名 称	制定年月日	施行年月日
宮 崎 市	宮崎市文化財保護条例	45. 3.30	45. 4. 1
	宮崎市公害防止条例	47.10.16	48. 4.15
	宮崎市郷土の名木条例	48. 3.31	48. 4. 1
	あき地に放置された雑草又は枯れ草の除去に関する条例	49. 3.30	49. 3.30
	宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	5.10. 6	5.12. 1
	宮崎市河川をきれいにする条例	6. 3.28	6. 7. 1
	宮崎市都市景観条例	2. 3.29	2. 4. 1
	宮崎市環境基本条例	9 3.27	9. 4. 1
都 城 市	都城市水と緑のふるさと基金条例	6. 3.28	6. 4. 1
	都城市河川をきれいにする条例	6. 3.28	6. 7. 1
	都城市環境保全条例	6. 3.28	8. 3.27
	都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7. 3.27	7.10. 1
	都城市環境基本条例	13. 3.29	13. 4. 1
延 岡 市	延岡市緑化美化推進条例	48. 7.12	48. 7.12
	延岡市文化財保護条例	51.10.12	51.10.12
	延岡市生活環境保護条例	58. 3.25	58. 9. 1
	延岡市空き缶等散乱防止条例	6. 6.28	6. 7. 1
	延岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7. 3.29	7. 4. 1
	延岡市都市景観条例	7. 3.29	8. 4. 1
	延岡市環境基本条例	11. 3.29	11. 4. 1
日 南 市	日南市文化財保護条例	43. 4. 1	43. 4. 1
	日南市公害防止条例	47. 6.29	47.12.28
	日南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47.10.18	48. 9. 1
	空き地に放置された雑草又は枯れ草の除去に関する条例	50. 3.31	50. 4. 1
	日南市伝統的建造物群保存地区保存条例	51.12.27	52. 1. 1
	日南市空き缶等散乱防止に関する条例	6.12.26	7. 4. 1
	日南市環境基本条例	12. 9.28	13. 4. 1
小 林 市	小林市都市公園条例	51.10. 4	51.11.10
	小林市民の生活環境を守る条例	58. 6.24	58. 6.24
	小林市埴保護条例	4.10. 1	4.10. 1
	小林市廃棄物減量等推進審議会条例	5. 4. 1	7. 4. 1
	小林市河川をきれいにする条例	6. 3.31	6. 7. 1
	小林市空き缶等散乱防止に関する条例	6. 3.31	6. 7. 1
	小林市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例	8. 3.29	8. 4. 1
	小林市環境基本条例	11. 9.30	12. 4. 1
日 向 市	日向市公害防止条例	47. 3.30	47.10. 1
	日向市民の環境と自然を守る条例	49. 3.28	49.11.30
	日向市空き缶等散乱防止に関する条例	6. 3.23	6. 7. 1
	日向市文化財保護条例	42. 9.25	42.10. 1
	日向市伝統的建造物保存地区保存条例	61. 3. 1	61. 4. 1
	日向市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47. 3.30	47. 7. 1
串 間 市	串間市文化財保護条例	43. 3.28	43. 4. 1
	串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	9. 9.29	9.10. 1
	串間市環境審議会条例	6. 9.22	6.10. 6
	串間市空き缶等散乱防止に関する条例	6.10. 6	7. 4. 1
西 都 市	西都市文化財保護条例	41. 3.17	41. 4. 1
	西都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7. 3.27	7.10. 1
	西都市環境保全条例	7. 3.27	7.10. 1
	西都市河川をきれいにする条例	9. 3.31	9. 7. 1
	西都市環境基本条例	14. 3.29	14. 4. 1

市 町 村	条 例 の 名 称	制定年月日	施行年月日
えびの市	文化財保護条例	42. 7. 4	42. 7. 5
	市立公園条例	47.10.16	47.10.16
	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7.10.13	7.10.13
	環境審議会条例	6. 6.30	6. 7. 1
	空き缶等散乱防止に関する条例	6. 7. 1	6.10. 1
清武町	清武町生活環境保全条例	56. 3.31	56. 3.31
	清武町空き缶等散乱防止条例	6. 6.30	6. 8. 1
	清武町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	13. 3.29	13. 4. 1
田野町	田野町文化財保護条例	48. 6.29	48. 6.29
	田野町空き缶等散乱防止条例	6. 3.18	6. 7. 1
佐土原町	文化財保護条例	40.10. 1	40.10. 2
	佐土原町河川をきれいにする条例	9. 3.21	9. 7. 1
	佐土原町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	10. 3.20	10.10. 1
北郷町	北郷町文化財保護条例	47. 3.17	47. 4. 1
	特殊な旅館業を目的とした建築物の抑制に関する条例	59.12.22	59.12.22
	北郷町の環境をまもる条例	6. 3.23	6. 8. 1
	北郷町環境審議会に関する条例	6. 6.24	6. 8. 1
	北郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	13. 3.16	13. 4. 1
南郷町	南郷町文化財保護条例	45. 7.10	45. 7.10
	南郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	48. 3.31	48. 3.31
	南郷町環境審議会条例	6. 9.29	6.10. 3
	南郷町空き缶等散乱防止条例	6. 9.29	7. 1. 1
三股町	三股町文化財保護条例	46. 3.23	46. 4. 1
	三股町環境審議会条例	47.12.27	47.12.27
	三股町環境緑化条例	48. 7. 5	48. 7. 5
	三股町樹木等の保存に関する条例	48. 7. 5	48. 7. 5
	三股町空き缶等散乱防止条例	6. 3.28	6. 4. 1
	三股町河川をきれいにする条例	6. 3.28	6. 7. 1
	三股町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7.12.25	8. 4. 1
山之口町	山之口町文化財保護条例	48. 9.29	48. 9.29
	山之口町空き缶等散乱防止条例	5.12.24	6. 4. 1
	山之口町の河川をきれいにする条例	6. 3.30	6. 7. 1
高城町	高城町文化財保護条例	51. 6.25	51. 7. 1
	高城町普通河川管理条例	元. 3.23	元. 4. 1
	高城町の河川をきれいにする条例	6. 4. 1	6. 7. 1
	高城町空き缶等散乱防止条例	6. 4. 1	6. 7. 1
	高城町環境対策審議会条例	6. 9.20	6. 9.20
	高城町空き地等の管理に関する条例	11. 3. 8	11. 4. 1
山田町	山田町文化財保護条例	48. 7.13	48. 7.13
	山田町の河川をきれいにする条例	6. 3.25	6. 7. 1
	山田町空き缶等散乱防止条例	6. 3.25	6. 9. 1
高崎町	高崎町文化財保護条例	48. 3.28	48. 3.28
	高崎町河川をきれいにする条例	6. 6.28	6. 7. 1
	高崎町空き缶等散乱防止条例	6. 6.28	6. 7. 1
	高崎町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	9. 3.28	9. 4. 1
高原町	高原町文化財保護条例	43. 6.29	43. 6.29
	高原町河川愛護条例	6. 4. 1	6. 7. 1
	高原町環境保全条例	6. 4. 1	6. 7. 1
	高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	11. 3.31	11. 4. 1

市 町 村	条 例 の 名 称	制定年月日	施行年月日
野 尻 町	野尻町文化財保護条例	49. 3.15	49. 3. 1
	特殊な旅館業を目的とした建築物の抑制に関する条例	58. 6.21	58. 6.21
	野尻町河川愛護条例	6. 3.22	6. 7. 1
	野尻町環境保全条例	6. 3.22	6. 7. 1
	野尻町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	11. 3.24	11. 4. 1
須 木 村	須木村文化財保護条例	57. 4. 1	57. 4.12
	須木村河川をきれいにする条例	6. 7. 1	6. 7. 1
	須木村環境保全条例	6. 7. 1	6. 7. 1
高 岡 町	高岡町文化財保護条例	47. 3.15	47. 4. 1
	高岡町美しいふるさとづくり条例	4.10. 8	4.10. 8
	高岡町河川をきれいにする条例	6. 3.30	6. 7. 1
	高岡町空き缶等散乱防止条例	6.10.11	6.12. 1
国 富 町	国富町文化財保護条例	48. 3.26	48. 4. 1
	国富町河川をきれいにする条例	6. 3.23	6. 7. 1
	国富町空き缶等散乱防止条例	6. 9.30	6. 9.30
綾 町	綾町文化財保護条例	49. 3.28	49. 4. 1
	綾町の自然を守る条例	50. 3.28	50. 3.28
	綾町河川をきれいにする条例	6. 3.31	6. 7. 1
	綾町空き缶等散乱防止条例	6.10. 5	7. 1. 1
高 鍋 町	高鍋町文化財保護条例	41. 3.24	41. 4. 1
	高鍋町公害防止条例	46.12.24	47. 6.23
	高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47.12.22	48. 4. 1
	高鍋町環境美化条例	6. 4. 1	6. 7. 1
新 富 町	新富町文化財保護条例	43. 3.30	43. 4. 1
	新富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47. 6.30	47. 7. 1
	新富町緑化推進条例	48. 3.20	48. 3.20
	新富町環境審議会条例	48. 6.30	48. 6.30
	新富町の環境をまもる条例	6. 3.25	6.10. 1
	新富町河川をきれいにする条例	9. 3.28	9. 7. 1
西 米 良 村	西米良村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	50. 6.30	50. 6.30
	西米良村文化財保護条例	57.10. 1	57.10. 1
	西米良村の環境をよくする条例	5.12.28	5.12.28
	西米良村河川をきれいにする条例	9. 3.17	9. 7. 1
木 城 町	木城町文化財保護条例	46.12.23	46.12.23
	木城町廃棄物の処理および清掃に関する条例	61.12.23	61.12.23
	木城町の環境をよくする条例	5. 3.23	5. 4. 1
川 南 町	川南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47. 9.25	47.10. 1
	川南町公害防止条例	48.10. 6	49. 4. 1
	川南町文化財保護条例	48.12.25	48.12.25
	川南町の環境をまもる条例	6. 3.30	6. 7. 1
都 農 町	都農町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	48. 3.26	48. 4. 1
	都農町文化財保護条例	58.10. 4	58.10.15
	都農町生活環境保護条例	60. 9.14	61. 4. 1
	都農町の環境をまもる条例	6. 3. 2	6. 7. 1
門 川 町	門川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	37. 9.24	37.10. 1
	門川町公害防止条例	47. 3.29	47. 9.25
	門川町生活環境保全条例	56. 9.26	57. 4. 1
	門川町空き缶等散乱防止条例	6. 3.15	6. 7. 1

市 町 村	条 例 の 名 称	制定年月日	施行年月日
東 郷 町	東郷町文化財保護条例 東郷町民の生活環境と自然をまもる条例 東郷町空き缶等散乱防止に関する条例	41. 3.25 元. 7. 6 6. 3.31	41. 3.25 元.12. 1 6. 7. 1
南 郷 村	南郷村文化財保護条例 南郷村農業廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例 南郷村空き缶等散乱防止に関する条例 南郷村廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	45. 9.25 56. 3.20 6. 3.24 12. 3.21	45.10. 1 56. 3.20 6. 7. 1 12. 4. 1
西 郷 村	西郷村文化財保護条例 西郷村空き缶等散乱防止に関する条例	47.12.20 6. 4. 1	47.12.20 6. 7. 1
北 郷 村	北郷村文化財保護条例 北郷村空き缶等散乱防止に関する条例	61. 3.27 6. 4. 1	61. 4. 1 6. 7. 1
北 方 町	北方町文化財保護条例 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北方町生活環境保護条例 北方町空き缶等散乱防止に関する条例	53. 3.31 55. 3.18 59. 3.13 6. 3.17	53. 4. 1 55. 4. 1 59. 4. 1 6. 7. 1
北 川 町	北川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北川町生活環境保護条例 北川町の環境をきれいにする条例	59. 3.14 56. 3.13 6. 3.16	59. 4. 1 56. 4. 1 6. 7. 1
北 浦 町	北浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北浦町生活環境保護条例 北浦町空き缶等散乱防止条例	53. 3.16 59. 3.14 6. 1. 4	53. 4. 1 59. 4. 1 6. 4. 1
諸 塚 村	諸塚村自然環境保護条例 諸塚村空き缶等散乱防止に関する条例	49. 3.20 6. 3.16	49. 8. 1 6. 7. 1
椎 葉 村	椎葉村文化財保護条例 椎葉村空き缶等散乱防止に関する条例 椎葉村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	41. 9.14 6. 3.11 9. 3.13	41.10. 1 6. 7. 1 9. 4. 1
高 千 穂 町	高千穂町文化財保護条例 高千穂町自然保護条例 高千穂町生活環境保護条例 高千穂町の美観保護及び美化推進に関する条例	40. 7.15 47.10.11 58. 4. 1 6. 9.28	40. 8. 1 48. 4. 1 58. 4. 1 6. 9.28
日 之 影 町	日之影町文化財保護条例 日之影町自然保護条例 日之影町生活環境保護条例 日之影町の美観保護及び美化推進に関する条例	50. 3.20 50. 3.20 58. 7.15 6. 9.30	50. 4. 1 52. 3.31 58. 7.15 6.10. 3
五 ヶ 瀬 町	五ヶ瀬町文化財保護条例 五ヶ瀬町生活環境保護条例 五ヶ瀬町の美観保護及び美化推進に関する条例	40.10.26 59. 6.27 6. 9.22	40.11. 1 59. 6.27 6. 9.22

4 大気汚染に係る環境基準等

(1) 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
<p>備考</p> <p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除きます。）をいいます。</p>					

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	同左	同左	同左

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しません。

(2) 環境基準による大気汚染の評価方法

ア 二酸化硫黄等（昭和48年6月12日付環大企第143号(要約)）

(ア) 短期的評価

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行います。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等に照らし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としません。

なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含みます。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としません。

(イ) 長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を適確に判断する上からは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要ですが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により評価を実施します。

1日平均値である測定値（ア）の評価対象としない測定値は除きます。）につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行います。

ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行いません。

イ 二酸化窒素（昭和53年7月17日付環大企第262号(要約)）

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとの年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」といいます。）によって行います。

ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測（地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等に照らし異常と思われる1時間値が得られた際において、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等についての検討の結果、当該1時間値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合を含みます。）が4時間を超える測定日の1日平均値は用いません。

また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしません。

ウ ベンゼン等（平成9年2月12日付環大企第37号(要約)）

ベンゼン等の大気環境濃度の状態を環境基準に照らして評価する場合は、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行います。

なお、経年変化を把握することが重要であることから、1回の測定で得られた測定値と1年平均値として定められている環境基準の数値とを比較することは不適當です。

(3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあります。
測定方法	水素炎イオン化検出器付きガスクロマトグラフ法(直接測定法)

「ppmC」とは、メタン濃度を基準にした濃度を指します。

5 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)付表(以下「付表」という。)1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

(2) 要監視項目

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.3mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について)付表(以下「付表」という。)1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
オキシ銅	0.04mg/L以下	付表2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
E P N	0.006mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス	0.008mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	-	付表1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	-	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)59.3に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	-	規格62.2に定める方法又は付表6に掲げる方法

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考

基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

(a) COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/L 以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 海域
(a) COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水イオ濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考

基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種 及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種 を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2に定める方法又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

6 環境基準の類型指定の状況

(平成14年4月現在)

水 域		該当 類型	達成 期間	指定年月日	
五	北川下流(川島橋より下流)	B	イ	昭和45年 9月1日 (閣議決定)	
	祝子川下流(粟野名堰より下流)	B	イ		
	五ヶ瀬川下流(1)(亀井橋から大瀬川合流点まで)	B	ロ		
	五ヶ瀬川下流(2)(大瀬川合流点より下流)	A	イ		
	大瀬川下流(大瀬橋より下流)	A	イ		
	沖田川下流(沖田橋より下流)	D	イ		
	浜川(全域)	E	ロ		
ヶ	浜川河口海域(甲)(別記(1)の水域)	海域C	イ		
	浜川河口海域(乙)(別記(2)の水域)	海域B	イ		
	五ヶ瀬川河口海域(別記(3)の水域)	海域B	イ		
	延岡湾(浜川河口海域(甲)、浜川河口海域(乙)および五ヶ瀬川河口海域に係る海域を除く延岡湾)	海域A	イ		
瀬	北川上流(川島橋より上流。北川の上流に流入する小川、大内谷川等の河川を含む。)	A	イ	昭和52年 2月25日	
	岩戸川(岩戸川に流入する土呂久川等の河川を含む。)	AA	イ		
	五ヶ瀬川上流(亀井橋より上流)	A	イ		
	大瀬川上流(大瀬橋より上流)	A	イ		
川	祝子川上流(桑平橋より上流。祝子川の上流に流入する松山谷川等の河川を含む。)	AA	イ	昭和58年 6月1日	
	祝子川中流(桑平橋より粟野名堰まで)	A	イ		
水 系	三ヶ所川(五ヶ瀬川合流点まで。三ヶ所川に流入する小谷川等の河川を含む。)	A	イ	平成4年 4月1日	
	綱の瀬川(五ヶ瀬川合流点まで。綱の瀬川に流入する猪の内谷川等の河川を含む。)	AA	イ		
	曾木川(五ヶ瀬川合流点まで。曾木川に流入する大保下川等の河川を含む。)	AA	イ		
	細見川(細見川に流入する西の小谷川等の河川を含む。)	AA	イ		平成5年 4月1日
	日之影川(日之影川に流入する河川を含む。)	AA	イ		平成7年 4月1日
日地 豊先 海水 岸域	日豊海岸国定公園地先海域(浦城湾を含む。)	海域A	イ	昭和52年 2月25日	
	北浦湾(北浦湾のうち日豊海岸国定公園を除く海域)	海域A	イ	昭和56年 5月15日	

水 域		該当 類型	達成 期間	指定年月日
尾末湾水域	細島港（甲）（余島防波堤（計画されているものを含む。）、同防波堤北端と日向市と門川町の陸岸の境界点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）	海域 B	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
	細島港（乙）（細島検潮所と日向市大字日知屋5552-337番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）	海域 B	イ	
	尾末湾（細島港（甲）、細島港（乙）、門川漁港及び日豊海岸国定公園地先海域に係る海域を除く尾末湾）	海域 A	イ	
鳴子川水系	鳴子川（鳴子川に流入する中山川等の河川を含む。）	A	□	昭和 6 2 年 4 月 1 日
五十鈴川水系	五十鈴川（五十鈴川に流入する津々良川、三ツ瀬川等の河川を含む。）	A	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
亀崎川水系	亀崎川（新開橋より上流）	E	ハ	昭和 6 2 年 4 月 1 日
塩見川水系	塩見川	A	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
耳川水系	耳川（耳川に流入する十根川、坪谷川等の河川を含む。）	A	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
石並川水系	石並川	A A	イ	昭和 5 8 年 6 月 1 日
都農川水系	都農川（都農川に流入する上町川等の河川を含む。）	A	イ	平成 4 年 4 月 1 日
名貫川水系	名貫川	A A	イ	昭和 5 8 年 6 月 1 日
平田川水系	平田川（平田川に流入する黒鯛川等の河川を含む。）	A	イ	平成 4 年 4 月 1 日
小丸川水系	小丸川上流（高城橋より上流。小丸川上流に流入する渡川、又江の原川等の河川を含む。）	A A	□	昭和 4 9 年 4 月 3 0 日
	小丸川下流（高城橋より下流。小丸川下流に流入する切原川、鳴野川等の河川（宮田川を除く。）を含む。）	A	イ	
	宮田川上流（古港橋より上流。宮田川上流に流入する河川を含む。）	A	□	
	宮田川下流（古港橋より小丸川合流点まで。宮田川下流に流入する河川を含む。）	B	ハ	
一ツ瀬川水系	一ツ瀬川上流（杉安井堰より上流。一ツ瀬川上流に流入する板谷川等の河川を含む。）	A A	□	昭和 4 9 年 4 月 3 0 日
	一ツ瀬川下流（杉安井堰より下流。一ツ瀬川下流に流入する河川（鬼付女川及び三財川を除く。）を含む。）	A	□	
	鬼付女川（一ツ瀬川合流点まで。鬼付女川に流入する湯風呂川を含む。）	B	ハ	

水 域		該 当 類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日
一 ツ 瀬 川 水 系	三財川上流（前川合流点より上流。三財川上流に流入する前川を含む。）	A A	イ	昭和49年 4月30日
	三財川中流（前川合流点より山路川合流点まで。三財川中流に流入する山路川、八双田川等の河川を含む。）	A	ロ	
	三財川下流（山路川合流点より一ツ瀬川合流点まで。三財川下流に流入する河川を含む。）	A	ロ	
石崎川 水 系	石 崎 川（石崎川に流入する新名爪川等の河川を含む。）	B	イ	平成 5年 4月 1日
大 淀 川 水 系	大淀川上流（岳下橋より上流）	A	ロ	昭和48年 1月20日
	大淀川中流（岳下橋より高崎川合流点まで）	B	ロ	
	大淀川下流（高崎川合流点より下流（左岸入江を除く。））	A	ロ	
	庄内川上流（関之尾滝より上流）	A A	イ	
	庄内川下流（関之尾滝より下流）	A	ロ	
	丸谷川上流（渡司川合流点より上流）	A A	イ	
	丸谷川下流（渡司川合流点より下流）	A	ロ	
	渡 司 川	A A	イ	
	高崎川上流（湯之元川合流点より上流）	A A	イ	
	高崎川下流（湯之元川合流点より下流）	A	ロ	
	沖水川上流（三股橋より上流）	A A	イ	
	沖水川下流（三股橋より下流）	A	ロ	
	東岳川上流（山之口橋より上流）	A A	イ	
	東岳川下流（山之口橋より下流）	A	ロ	
	岩 瀬 川	A	ロ	
	境 川	A A	イ	
	浦之名川	A A	イ	
	綾北川上流（湯之谷川合流点より上流）	A A	イ	
	綾北川下流（湯之谷川合流点より下流）	A	ロ	
	本庄川上流（上畑橋より上流）	A A	イ	
本庄川下流（上畑橋より下流）	A	ロ		
深 年 川	A	ロ		
水	辻の堂川	A	ロ	昭和49年 4月30日
	石 氷 川（石氷川に流入する真方川、種子田川及び巢ノ浦川を含む。）	A	イ	平成 7年 4月 1日
萩 原 川（萩原川に流入する安久川、崩川及び寺柱川を含む。）	A	イ		
系	三 名 川（三名川に流入する仮ヤ原川、北俣川及び永山川を含む。）	A A	イ	平成 8年 4月 1日
	谷之木川（谷之木川に流入する河川を含む。）	A A	イ	
	炭 床 川（炭床川に流入する木下川及び佐渡川を含む。）	A	イ	
	花の木川（花の木川に流入する富吉川及び樋口川を含む。）	A	イ	
	城の下川（城の下川に流入する大沢津川等の河川を含む。）	A	イ	平成 9年 4月 1日

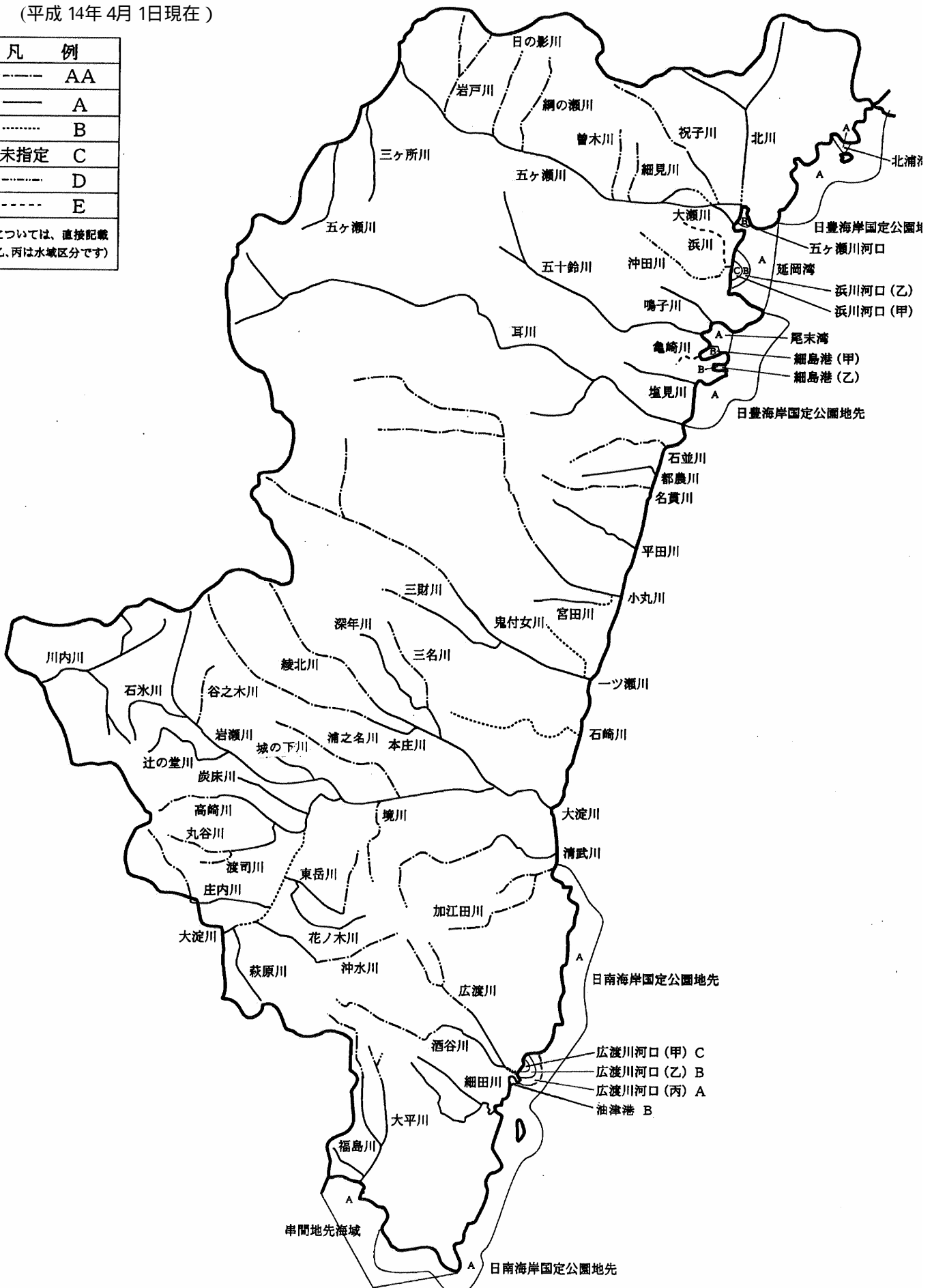
水 域		該当 類型	達成 期間	指定年月日
川内川 水系	川内川（鹿児島県境より上流。川内川に流入する河川を含む。）	A	イ	昭和54年 4月24日
清武川 水系	清武川上流（正手より上流） 清武川下流（正手より下流）	AA A	イ ロ	昭和48年 1月20日
加江田 川水系	加江田川（加江田川に流入する深田川等の河川を含む。）	AA	イ	平成4年 4月1日
広渡 川 水系	広渡川上流（山澄橋より上流） 広渡川下流（山澄橋から酒谷川合流点まで） 広渡川河口水域（酒谷川合流点から広渡橋まで） 酒谷川上流（本町橋より上流） 酒谷川下流（本町橋より広渡川合流点まで）	AA A B AA A	イ イ ロ イ ロ	昭和48年 1月20日
広渡川 河口 海域	広渡川河口海域（甲）（別記（4）の水域） 広渡川河口海域（乙）（別記（5）の水域） 広渡川河口海域（丙）（別記（6）の水域）	海域C 海域B 海域A	ロ ロ ロ	昭和48年 1月20日
細田川 水系	細田川（細田川に流入する屋根田川、南郷川及び榎原川を含む。）	A	イ	平成6年 4月1日
福島川 水系	福島川上流（赤池滝より上流） 福島川下流（赤池滝より下流。福島川に流入する初田川、善田川及び西方川を含む。） 大平川上流（末広橋より上流） 大平川下流（末広橋より福島川合流点まで。大平川下流に流入する奈留川及び秋山川を含む。）	AA A AA A	ロ ロ ロ ロ	昭和49年 4月30日
日南海岸 地先水域	日南海岸国定公園区域内の海域（油津港湾区域、外の浦港湾区域及び広渡川河口海域を除く。）	海域A	イ	昭和49年 4月30日
	串間地先海域（鹿児島県との境界から串間市都井岬南端に至る陸岸の地先海域（日南海岸国定公園区域内海域及び福島港湾区域を除く。））	海域A	イ	昭和52年 2月25日
	油津港（昭和51年12月に決定した油津港港湾改訂計画による東防波堤、同東防波堤西端と同計画による西防波堤東端を結ぶ線、同西防波堤及び陸岸によって囲まれた海域並びに堀川運河）	海域B	イ	昭和54年 4月24日
(別記) (1) 沖田川河口の中央を中心とする半径1,000mの円内の海域 (2) 沖田川河口の中央を中心とする半径2,000mの円内の海域であって、浜川河口の海域(甲)に係る部分を除いたもの (3) 五ヶ瀬川河口右岸導流堤突端を中心とする半径1,000mの円内の海域 (4) 北緯31度35分24秒、東経131度24分52秒の地点を中心として半径800mの円内の海域 (5) 北緯31度35分24秒、東経131度24分52秒の地点を中心として半径1,500mの円内の海域であって、広渡川河口海域(甲)及び油津港湾区域に係る部分を除いた海域 (6) 広渡川河口海域(甲)、広渡川河口海域(乙)及び油津港湾区域を除いた海域				

(注) 達成期間のイ：直ちに達成
ロ：5年以内で可及的速やかに達成
ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

宮崎県類型指定図

(平成 14年 4月 1日現在)

凡 例	
河 川	----- AA
	———— A
	----- B
	未指定 C
	----- D
----- E	
海域については、直接記載 (甲、乙、丙は水域区分です)	



7 排水基準

(1) 一律排水基準

ア 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.1mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 ^{注)1}
P C B	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.3mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.2mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg、海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg ^{注)2}
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg、海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg ^{注)2}
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg ^{注)2}

注)1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により、排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注)2 一部の業種については、3年間の暫定基準が適用される。

イ 生活環境項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（単位 1Lにつきmg）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（単位 1Lにつきmg）	160（日間平均120）
浮遊物質（単位 1Lにつきmg）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 1Lにつきmg）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 1Lにつきmg）	30
フェノール類含有量（単位 1Lにつきmg）	5
銅含有量（単位 1Lにつきmg）	3
亜鉛含有量（単位 1Lにつきmg）	5
溶解性鉄含有量（単位 1Lにつきmg）	10
溶解性マンガン含有量（単位 1Lにつきmg）	10
クロム含有量（単位 1Lにつきmg）	2
大腸菌群数（単位 1cm ³ につき個）	日間平均3,000
窒素含有量（単位 1Lにつきmg）	120（日間平均60）
燐含有量（単位 1Lにつきmg）	16（日間平均 8）

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

窒素及び燐の含有量については、特定の地域についてのみ適用され、一部の業種によっては暫定基準が設定されている。

(2) 五ヶ瀬川水域上乘せ排水基準

区 分	項目及び許容限度（単位 1 L につき mg）									
	化学的 酸素要求量		生物化学的 酸素要求量		浮遊物質		フェノ ール類 含有量	銅 含有量	亜鉛 含有量	
	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	最 大	最 大	最 大	
火薬製造業（雷管製造業を除く。）	40 以下	60	40 以下	60	50 以下	70				
化学繊維製造業のうちレーヨン製造業及びナイロン6製造業又は合成樹脂製造業（ポリアミド樹脂製造業を除く。）	25 以下	35	25 以下	35	50 以下	70	1		4	
化学繊維製造業（レーヨン製造業、ナイロン6製造業及びナイロン66製造業を除く。）及びグルタミン酸ソーダ製造業	120 以下	160	50 以下	70	60 以下	80		1.5		
アンモニア、化学肥料、水銀電解法か性ソーダ、硫酸又は硝酸の製造業及びアセチレン法塩化ビニールモノマー又はサランの製造業	25 以下	35	20 以下	25	40 以下	50				
化学繊維製造業のうちナイロン66製造業、火薬製造業のうち雷管製造業及び合成樹脂製造業のうちポリアミド樹脂製造業	120 以下	160	50 以下	70	50 以下	70				
その他の製造業	20 以下	30	20 以下	30	50 以下	70				
備 考										
1. 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. この表に掲げる上乘せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。										

区域の名称	範 囲
五ヶ瀬川 水 域	延岡市神戸町85番地の1地先黒礁と延岡市赤水町299番地の14地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸により囲まれた延岡湾並びにこれに流入する公共用水域（川島橋（左岸 - 延岡市川島町3518番地の2地先、右岸 - 延岡市無鹿町3351番地の6地先）から上流の北川、粟野名堰堤（左岸 - 延岡市榎山町7番地の1地先、右岸 - 延岡市中川原5丁目532番地の14地先）から上流の祝子川、亀井橋（左岸 - 延岡市北小路3635番地の2地先、右岸 - 延岡市東本小路96番地の5地先）から上流の五ヶ瀬川、大瀬橋（左岸 - 延岡市柳沢町2丁目6番地の7地先、右岸 - 延岡市大瀬町1丁目3番地の22地先）から上流の大瀬川及び沖田橋（左岸 - 延岡市小野町6329番地の2地先、右岸 - 延岡市小野町5329番地の2地先）から上流の沖田川を除く。）

(3) 大淀川水域上乘せ排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度						適 用
		水素イオン 濃 度 (水素指数)	生物化学的酸 素要求量(単 位1Lにつき mg)		浮遊物質量 (単位1Lに つきmg)		大腸菌群数 (単位1cm ³ に つき個)	
			日間 平均	最 大	日間 平均	最 大	日間平均	
昭和56年8 月1日前に設 置されている 特定事業場 (特定施設の 設置の工事を しているもの を含む。)	排出水量50m ³ 以上のもの (でん粉製造業 は除く。)		30	40	40	60		昭和57年 8月1日か ら
	排出水量25m ³ 以上50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	3,000	
昭和56年8 月1日以降に 設置される特 定事業場	排出水量50m ³ 以上のもの (でん粉製造業 は除く。)		20	25	30	40		昭和56年 8月1日か ら
	排出水量25m ³ 以上50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	3,000	
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭46年総理府令35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる上乘せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、当該施設が特定施設となった日から1年間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。 								

区域の名称	範 囲
大淀川水域	宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋(左岸 高崎町大字縄瀬字鳩越4100番地の4地先 右岸 高城町大字有水字宮田島813番地の1地先) に至る区間の大淀川及びこれに流入する公共用水域

8 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針

農 薬 名		指 針 値 (mg/L)
殺 虫 剤	アセフェート	0.8
	イソキサチオン	0.08
	イソフェンホス	0.01
	エトフェンプロックス	0.8
	クロルピリホス	0.04
	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
	トリクロルホン (DEP)	0.3
	ピリダフェンチオン	0.02
	フェニトロチオン (MEP)	0.03
殺 菌 剤	アゾキシストロビン	5
	イソプロチオラン	0.4
	イプロジオン	3
	イミノクタジン酢酸塩 (イミノクタジンとして)	0.06
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
	オキシ銅 (有機銅)	0.4
	キャプタン	3
	クロロタロニル (TPN)	0.4
	クロロネブ	0.5
	チウラム (チラム)	0.06
	トリクロホスメチル	0.8
	フルトラニル	2
	プロピコナゾール	0.5
	ペンシクロン	0.4
	ホセチル	23
	ポリカーバメート	0.3
メタラキシル	0.5	
メプロニル	1	
除 草 剤	アシュラム	2
	ジチオピル	0.08
	シデュロン	3
	シマジン (CAT)	0.03
	テルブカルブ (MBPMC)	0.2
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	ハロスルフロンメチル	0.3
	ピリブチカルブ	0.2
	ブタミホス	0.04
	フラザスルフロン	0.3
	プロピザミド	0.08
	ベンスリド (SAP)	1
	ペンディメタリン	0.5
	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8
	メコプロップ (MCPP)	0.05
	メチルダイムロン	0.3

この指針値は、排水口において適用される。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「告示」という。）付表1に掲げる方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法又は告示付表2に掲げる方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	告示付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	告示付表4及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表4に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	告示付表5に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	告示付表6に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 		

付 表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB及びセレンについては、次の方法による。

- (1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

- (2) 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2 mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

- (3) 試料液の調製

試料(単位 g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位 mL)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500mL以上となるようにする。

- (4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4 cm以上5 cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。

- (5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45 μ mのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

- 2 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンについては、次の方法による。

- (1) 採取した土壌の取扱い

これらの物質は揮発性が高いので、採取した土壌は密封できるガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に空けきが残らないように収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、4 以下の冷暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。ただし、1,3-ジクロロプロペンに係る土壌にあっては、凍結保存するものとする。

- (2) 試料の作成

採取した土壌からおおむね粒径5 mmを超える中小礫、木片等を除く。

- (3) 試料液の調製

あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコに試料(単位 g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位mL)とを重量体積比10%の割合となるようにとり(注1)(注2)、速やかに密栓する。このとき、混合液が500mL以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコのヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20)常圧(おおむね1気圧)に保ちマグネチックスターラーで4時間連続してかくはんする(注3)。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、ガラス製注射筒に静かに吸い取り、孔径0.45 μ mのメンブランフィルターを装着したろ紙ホルダー(用いるメンブランフィルターの直径に適合するものであってステンレス製又はこれと同等以上の材質によるもの)を接続して注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数mlを排出し、次に共栓付試験管にろ液を分取し、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする(注4)。

(注1) 使用するねじ口付三角フラスコに使用するかくはん子を入れ質量を測定する。これに水を満たして密栓し、その質量を測定する。前後の質量の差からねじ口付三角フラスコの空げき容量(単位mL)を求める。一度空げき容量を測定しておけば同一容器及び同一かくはん子を用いることとすれば毎回測定する必要はなく、2回目以降はその空げき容量を用いてよい。

(注2) 試料1g当たりの体積(mL)を測定し、(注1)により求めた空げき容量からヘッドスペースを残さないように加える水の量を調整してもよい。

(注3) 試料と水が均一に混じってかくはんされるようマグネチックスターラーを調整すること。また、試料液が発熱しないようにすること。

(注4) ろ液の分取後測定までの操作中、測定の対象とする物質が損失しないように注意すること。

3 有機燐、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、凍結保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位mL)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が1,000mL以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45 μ mのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

4 ふっ素及びほう素については、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2 mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位 g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位 mL)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500mL以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4 cm以上5 cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器を用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45 μmのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

10 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域 (評価方法は等価騒音レベル：Leq)

地域の類型	時間の区分	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とします(平成13年3月31日現在、類型指定はありません)。

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とします。

(2) 道路に面する地域 (評価方法は等価騒音レベル：Leq)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(3) 幹線交通を担う道路(1)に近接する空間(2)に係る特例基準

(評価方法は等価騒音レベル：Leq)

昼間	夜間	備考
70デシベル以下	65デシベル以下	個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下)によることができます。

1 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2 2車線以下の車線を有する道路の場合、道路端から15m

2車線を超える車線を有する道路の場合、道路端から20m

(4) 地域の類型ごとにあてはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
A類型	付表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和47年宮崎県告示第645号)により定められた区域の区分又は騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により宮崎市長が指定する区域の区分(以下これらを「区域区分」といいます。)が第1種区域又は第2種区域(第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である地域に限ります。)である地域
B類型	付表に掲げる地域のうち、区域区分が第2種区域である地域。ただし、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である地域を除きます。
C類型	付表に掲げる地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域。ただし、工業専用地域である地域を除きます。

付表 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、清武町、田野町、佐土原町、南郷町、三股町、山之口町、高城町、山田町、高崎町、高原町、高岡町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町、北川町、高千穂町

11 航空機騒音に係る環境基準

(1) 宮崎空港について

類型区分	基準値	あてはめる地域
	70 W E C P N L 以下	宮崎市及び清武町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域である地域
	75 W E C P N L 以下	宮崎市及び清武町の区域のうち、類型をあてはめる地域以外の地域。ただし、宮崎空港敷地である地域及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域は除きます。

(2) 新田原飛行場について

類型区分	基準値	あてはめる地域
	70 W E C P N L 以下	西都市、佐土原町及び新富町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域である地域
	75 W E C P N L 以下	西都市、佐土原町及び新富町の区域のうち、類型をあてはめる地域以外の地域。ただし、新田原飛行場敷地である地域及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域は除きます。

12 騒音規制法に基づく指定地域

(平13年4月1日現在)

市 町 村	指定年月日	変 更 年 月 日	市 町 村	指定年月日	変 更 年 月 日
宮 崎 市	45. 3.31	47. 7.10 62. 4. 4 51. 5. 1 3. 4. 1 5. 4. 1 7. 4. 1 8. 4. 1 9. 4. 1 10. 4. 1 11. 4. 1 12. 4. 1 13. 4. 1	高 城 町	47. 7.10	52.11. 1 9. 4. 1
都 城 市	45. 3.31	47. 7.10 57. 4. 1 53.12. 1 63. 4.22 4. 4. 1 8. 4. 1	山 田 町	47. 7.10	53.12. 1 4. 4. 1
延 岡 市	45. 3.31	47. 7.10 58. 5. 1 53.12. 1 3. 4. 1 6. 5. 6 9. 4. 1 12. 3.30	高 崎 町	47. 7.10	51. 5. 1 9. 4. 1
日 南 市	47. 7.10	51. 5. 1 63. 4.22 56. 8. 1 3. 4. 1 9. 4. 1	高 原 町	47. 7.10	52.11. 1 9. 4. 1
小 林 市	47. 7.10	52.11. 1 2. 4. 6 59. 5. 1 9. 4. 1	高 岡 町	47. 7.10	53.12. 1 58. 5. 1 9. 4. 1
日 向 市	47. 7.10	51. 5. 1 62. 4. 4 57. 4. 1 4. 4. 1 6. 5. 6 10. 4. 1	国 富 町	47. 7.10	60. 6.28 4. 4. 1 9. 4. 1
串 間 市	47. 7.10	60. 6.28 5. 4. 1 8. 4. 1 9. 4. 1	綾 町	47. 7.10	53.12. 1 9. 4. 1
西 都 市	47. 7.10	57. 4. 1 63. 4.22 7. 4. 1 8. 4. 1 9. 4. 1	高 鍋 町	47. 7.10	52.11. 1 5. 4. 1 8. 4. 1 13. 3.30
えびの市	47. 7.10	53.12. 1 8. 4. 1	新 富 町	47. 7.10	52.11. 1 5. 4. 1 8. 4. 1 10. 4. 1
清 武 町	47. 7.10	51. 5. 1 62. 4. 1 58. 5. 1 6. 5. 6 9. 4. 1 12. 3.30	川 南 町	47. 7.10	52.11. 1 8. 4. 1
田 野 町	47. 7.10	52.11. 1 9. 4. 1	都 農 町	47. 7.10	51. 5. 1 10. 4. 1
佐 土 原 町	47. 7.10	51. 5. 1 元. 4. 1 58. 5. 1 6. 5. 6 9. 4. 1 12. 3.30	門 川 町	47. 7.10	52.11. 1 62. 4. 4 9. 4. 1
北 郷 町	53.12. 1	57. 4. 1 58. 5. 1	東 郷 町	51. 5. 1	5. 4. 1
南 郷 町	47. 7.10	5. 4. 1 9. 4. 1	北 方 町	53.12. 1	
三 股 町	47. 7.10	53.12. 1 6. 5. 6 9. 4. 1	北 川 町	47. 7.10	58. 5. 1 51. 5. 1 9. 4. 1
山 之 口 町	47. 7.10	53.12. 1 9. 4. 1	高 千 穂 町	47. 7.10	53.12. 1 8. 4. 1 9. 4. 1

13 騒音規制法に基づく騒音の規制基準等

(1) 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8 ~ 19時)	朝 (6 ~ 8時) 夕 (19 ~ 22時)	夜 間 (22 ~ 6時)
第 1 種 区 域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種 区 域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

(注) 1 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値です。

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として知事が定めた区域をいいます。

(1) 第1種区域

良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域です。

(2) 第2種区域

住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域です。

(3) 第3種区域

住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域です。

(4) 第4種区域

主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域です。

3 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベル減じた値とします。

(2) 特定建設作業騒音の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	規 制 基 準					
		作業ができない時間		1日の作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機、くい抜機 又は、くい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85 デシベル	午後7時	午後10時	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁止
備考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはなりません。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはなりません。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはなりません。	原則として日曜・休日に作業を行ってはなりません。

(注) 1 「1号区域」とは、指定地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲の概ね80m以内の地域です。

2 「2号区域」とは、指定地域のうち、「1号区域」以外の地域です。

14 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(評価方法は等価騒音レベル：L_{eq})

区 域 の 区 分	車線数	時 間 の 区 分	
		昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
a 区域及び b 区域の道路に面する区域	1	65 デシベル	55 デシベル
a 区域の道路に面する区域	2以上	70 デシベル	65 デシベル
b 区域の道路に面する区域	2以上	75 デシベル	70 デシベル
c 区域の道路に面する区域	1以上	75 デシベル	70 デシベル
a、b、c 区域内の幹線交通を担う道路に面する区域	1以上	75 デシベル	70 デシベル

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路：一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路

15 宮崎県公害防止条例に基づく音響機器の使用時間制限等

(1) 使用時間制限

対 象 営 業	対 象 地 域	対 象 機 器	規 制 時 間
飲 食 店	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居低層地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	カラオケ装置 音響再生装置 有線ラジオ放送装置 (受信装置に限ります)	午後11時
喫 茶 店	近隣商業地域、商業地域、準工業地域のうち、病院・診療所及び住宅の周囲10m以内の地域 知事が告示する地域	楽 器	午前6時

(注) 知事が告示する地域：串間市、佐土原町、新富町、木城町、東郷町、北浦町、五ヶ瀬町、西郷村、須木村

(2) 音量の制限

対象営業	対象地域	規制基準	規制時間
飲食店	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	40デシベル	午後10時
	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	45デシベル	
喫茶店	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50デシベル	午前6時
	工業地域	55デシベル	
	知事が告示する地域	45デシベル	

(注) 規制基準は、営業施設の敷地の境界線における値です。

16 振動規制法に基づく指定地域

(平14.4.1現在)

市町村	指定年月日	変更年月日	市町村	指定年月日	変更年月日
宮崎市	53.4.1	59.5.1 3.4.1	高城町	55.12.9	9.4.1
		62.4.4 5.4.1			
		7.4.1 8.4.1			
		9.4.1 10.4.1			
		11.4.1 12.4.1			
		13.4.1			
都城市	53.4.1	57.4.1 63.4.22	山田町	55.12.9	4.4.1
		4.4.1 8.4.1			
延岡市	53.4.1	58.5.1 3.4.1	高崎町	54.7.1	9.4.1
		6.5.6 9.4.1			
		12.3.30			
日南市	53.4.1	56.8.1 63.4.22	高原町	55.12.9	9.4.1
		3.4.1 9.4.1			
小林市	53.4.1	59.5.1 2.4.6	高岡町	55.12.9	58.5.1
		9.4.1			9.4.1
日向市	53.4.1	57.4.1 62.4.4	国富町	55.12.9	60.6.28
		4.4.1 6.5.6			4.4.1
		10.4.1			9.4.1
串間市	53.4.1	60.6.2 5.4.1	綾町	55.12.9	9.4.1
		8.4.1			
西都市	53.4.1	57.4.1 63.4.22	高鍋町	54.7.1	5.4.1
		7.4.1 8.4.1			8.4.1
					13.3.30
えびの市	53.4.1	8.4.1	新富町	54.7.1	5.4.1
					8.4.1
清武町	54.7.1	58.5.1 62.4.4	川南町	55.12.9	8.4.1
		6.5.6 9.4.1			
		12.3.30			
田野町	55.12.9	9.4.1	都農町	54.7.1	10.4.1
佐土原町	54.7.1	58.5.1 元.4.1	門川町	53.4.1	62.4.4
		6.5.6 9.4.1			9.4.1
		12.3.30			
北郷町	55.12.9	57.4.1 58.5.1	東郷町	55.12.9	5.4.1
南郷町	54.7.1	5.4.1 9.4.1	北方町	55.12.9	
三股町	55.12.9	6.5.6 9.4.1	北川町	55.12.9	58.5.1
					9.4.1
山之口町	55.12.9	9.4.1	高千穂町	54.7.1	8.4.1

17 振動規制法に基づく規制基準等

(1) 特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00 ~ 19:00)	夜 間 (19:00 ~ 8:00)
第 1 種 区 域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 1 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値です。

2 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ各号に掲げる区域として知事が定めた区域をいいます。

(1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(2) 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(2) 特定建設作業振動の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	規 制 基 準					
		作業ができない時間		1日の作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機等を使用する作業 鋼球を使用して破壊する作業 舗装版破碎機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業	75デシベル	午後7時	午後10時	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁止
備考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に行ってはなりません。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはなりません。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはなりません。	原則として日曜・休日に行ってはなりません。

(注) 1 「1号区域」とは、振動規制法の指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域（工業地域においては、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲の概ね80メートルの区域内に限ります。）です。

2 「2号区域」とは、「1号区域」以外の区域です。

(3) 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00 ~ 19:00)	夜 間 (19:00 ~ 8:00)
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

18 悪臭防止法に基づく規制地域等

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域

(平14.4.1現在)

指定市町	指定年月日	変更年月日	指定市町	指定年月日	変更年月日
宮崎市	50.1.1	59.5.1 3.4.1 62.4.4 5.4.1 7.4.1 9.4.1 10.4.1 11.4.1 12.4.1 13.4.1	高城町	54.3.1	9.4.1
都城市	50.1.1	57.4.1 63.4.22 4.4.1 8.4.1	山田町	54.9.1	4.4.1
延岡市	50.1.1	58.5.1 3.4.1 6.5.6 9.4.1 12.3.30	高崎町	52.6.1	9.4.1
日南市	50.1.1	56.8.1 63.4.22 3.4.1 9.4.1	高原町	54.9.1	9.4.1
小林市	50.1.1	59.5.1 2.4.6	高岡町	54.9.1	58.5.1
日向市	50.1.1	57.4.1 62.4.4 4.4.1 6.5.6	国富町	55.4.8	60.6.28 4.4.1 9.4.1
串間市	50.1.1	60.6.28 5.4.1	綾町	52.6.1	
西都市	50.1.1	57.4.1 63.4.22 7.4.1 8.4.1	高鍋町	50.1.1	8.4.1
えびの市	50.1.1	8.4.1	新富町	52.6.1	5.4.1 8.4.1
清武町	52.6.1	58.5.1 62.4.4 6.5.6 12.3.30	川南町	54.3.1	
田野町	54.9.1	9.4.1	都農町	52.6.1	10.4.1
佐土原町	54.3.1	58.5.1 元.4.1 6.5.6 9.12.11 12.3.30	門川町	52.6.1	62.4.4 9.4.1
北郷町	54.9.1	57.4.1 58.5.1	北川町	52.6.1	
南郷町	52.6.1	5.4.1	北浦町	52.6.1	
三股町	54.9.1	6.5.6 9.4.1	高千穂町	52.6.1	8.4.1
山之口町	54.9.1	9.4.1			

(2) 敷地境界線における規制基準

(ppm)

物質 地域	アンモニア	メチル メルカ プタン	硫化 水素	硫化 メチル	二硫化 メチル	トリメチル アミン	アセト アルデヒド	プロピオン アルデヒド	ノルマル ブチル アルデヒド	イブキ アルデヒド	ノルマル バレール アルデヒド
	A地域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02
B地域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
C地域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

物質 地域	イソ バレール アルデヒド	イソ ブタノール	酢酸 エチル	メチル イブキ ケトン	トルエン	スリソ	キシソ	プロピオン 酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ 吉草酸
	A地域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009
B地域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
C地域	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

(注) A地域、B地域、C地域は、原則として下記によって指定しています。

A地域：主に住居の用に供する地域及び商業の用に供する地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でない客観的に認められる地域を除きます。

地域：主に工業の用に供する地域及び臭気に対する順応のある地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でない客観的に認められる地域を除きます。

C地域：指定地域のうち、A及びB地域以外の地域です。

19 環境指標

平成13年3月に策定した宮崎県環境基本計画（改訂計画）において、計画の目標達成に向けて、環境の現況を把握するとともに、施策の取組を実施し点検・評価を行うための手段として、74項目の環境指標を設定しました。

環境指標は、毎年進行管理を行い、その結果を「環境白書」等を通じて公表することとしています。

* 凡 例	基準値	: 改訂計画策定時における最新数値
	直近値	: 原則として平成14年3月末現在の数値
	目標値	: 改訂計画の目標値（原則として平成17年度）

「第1節 環境にやさしい地域社会の実現」

1 環境保全活動を実践する人づくり

「環境学習の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
1	水生生物調査参加団体数 / 参加者数	51団体 / 1,122人 (H12年度)	72団体 / 1,566人 (H13年度)	
2	こどもエコクラブ団体数 / 参加人数	14クラブ / 300人 (H11年度)	29クラブ / 434人 (H13年度)	70クラブ / 1,100人
3	こども地球探偵団参加者数	505人 (H11年度)	617人 (H13年度)	
4	環境教育の推進校数 (累計)	10校 (H12年度)	15校 (H13年度)	25校
5	環境アドバイザー派遣回数	25回 (H11年度)	51回 (H13年度)	
6	自然保護推進員人数	773人 (H12.4.1)	773人 (H13.4.1)	

「環境保全活動に係る活動拠点の充実」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
7	環境情報センター利用者数	9,835人 (H11年度)	13,965人 (H13年度)	15,000人

「県民・事業者の環境保全活動の促進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
8	森林づくりボランティア登録者数 / 参加者数	321人 / 10,450人 (H12年度)	417人 / 12,000人 (H14.3.31)	
9	ISO14001取得企業数	22件 (H12.12末) (1)	38件 (H14.3.31)	50件
10	率先実行計画策定市町村数	1市1町1村 (H12.3.31)	7市9町 (H14.3.31)	

1：宮崎県環境政策課調べ

2 環境と共生した産業づくり

「持続可能な農林水産業の促進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
11	土壌診断実施件数	10,000件(H11年)	10,928件	15,000件
12	有機・減農薬等栽培面積	1,000ha(H11年)	2,554ha	2,250ha
13	畜産環境アドバイザー数	67人(H11年)	109人(H13.3.31)	200人
14	人工林面積(うち複層林面積)	358(0.4)千ha (H12.3.31)	358(0.4)千ha (H13.3.31)	356(0.7)千ha
15	天然林面積(うち複層林面積)	211(2.2)千ha (H12.3.31)	214(2.5)千ha (H13.3.31)	215(3.7)千ha
16	間伐実施面積	13,541ha(H12年度)	16,400ha(H13年度)	14,400ha

「環境と調和した観光・リゾートの促進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
17	体験交流ツアー実施市町村数	3市町村(H11年)	3市町村(H14.3.31)	10市町村

3 環境と調和した地域づくり

「景観の保全と創造」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
18	沿道自然景観地区数/面積	18地区/1,026.29ha (H12.3.31)	18地区/1,026.29ha (H14.3.31)	
19	電線類地中化延長(累計)	18.3km(H10年度)	21.1km(H14.3.31)	31.7km (H16.3.31)

「歴史的・文化的環境の保全」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
20	国指定・県指定・市町村指定等文化財件数			
	・国指定等文化財	99件(H12.12.31)	102件(H14.3.31)	
	・県指定文化財	186件(H12.12.31)	189件(H14.3.31)	
	・市町村指定文化財	769件(H12.12.31)	771件(H14.3.31)	

「第2節 環境への負荷の少ない循環型社会の構築」

1 廃棄物の排出抑制・リサイクルと適正処理の推進

「廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進」に係る環境指標

環境指標項目	基準値	直近値	目標値(H17年度)
21 一般廃棄物排出量(総量)	445千t(H10年度)	459千t(H12年度)	432千t
22 一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	1,021g/人日 (H10年度)	1,054g/人日 (H12年度)	992g/人日
23 産業廃棄物排出量 (第一次産業を除きます)	1,716千t (H10年度)	1,716千t (H10年度)	1,866千t
24 一般廃棄物再生利用率(1)	13%(H10年度)	16%(H12年度)	20%
25 産業廃棄物再生利用率(2)	31%(H10年度)	31%(H10年度)	34%
26 農業用廃プラスチック回収率	34%(H12年)	50%(H14.3.31)	90%
27 家畜排せつ物の不適切処理戸数 (3)	2,300戸(H11年)	1,800戸(H12年度)	0戸
28 建設廃棄物リサイクル率	71%(H10年)	89%(H12年)	

1：一般廃棄物再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量

2：産業廃棄物再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量

3：管理基準が適用されるものを対象とします。

「一般廃棄物の適正処理の推進」に係る環境指標

環境指標項目	基準値	直近値	目標値(H17年度)
29 一般廃棄物最終処分量	124千t(H10年度)	113千t(H12年度)	65千t

「産業廃棄物の適正処理の推進」に係る環境指標

環境指標項目	基準値	直近値	目標値(H17年度)
30 産業廃棄物最終処分量	240千t(H10年度)	240千t(H10年度)	187千t

2 大気・水質等の生活環境の保全

「大気の保全」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
31	大気に係る環境基準の達成率			
	・ 二酸化硫黄 (SO ₂)	100% (H11年度)	100% (H13年度)	100%
	・ 二酸化窒素 (NO ₂)	100% (H11年度)	100% (H13年度)	100%
	・ 浮遊粒子状物質 (SPM)	100% (H11年度)	100% (H13年度)	100%
	・ 一酸化炭素 (CO)	100% (H11年度)	100% (H13年度)	100%
32	大気に係る苦情件数	229件 (H11年度)	183件 (H13年度)	

「水質の保全」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
33	公共用水域水質の環境基準達成率			
	・ 河川 (BOD)	98.8% (H11年度)	98.8% (H13年度)	100%
	・ 海域 (COD)	100% (H11年度)	100% (H13年度)	100%
34	地下水における環境基準を超える割合	10.9% (H11年度)	10.9% (H13年度)	0%
35	水質に係る苦情件数	120件 (H11年度)	141件 (H13年度)	

「生活排水対策の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
36	生活排水処理率	41.1% (H11年度)	47.6% (H13年度)	71.3% (H22年度)
	(内訳) 公共下水道	27.8% (H11年度)	31.7% (H13年度)	46.3% (H22年度)
	合併処理浄化槽	11.5% (H11年度)	13.5% (H13年度)	18.7% (H22年度)
	農(漁)業集落排水施設	1.8% (H11年度)	2.4% (H13年度)	6.3% (H22年度)
37	浄化槽法定検査実施率			
	・ 7条検査	79.6% (H11年度)	91.4% (H13年度)	
	・ 11条検査	3.9% (H11年度)	4.5% (H13年度)	

「騒音・振動・悪臭対策の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
38	騒音の環境基準達成率			
	・ 昼間 (6:00 ~ 22:00)	42.9% (H11年度)	70.0% (H13年度)	70%
	・ 夜間 (22:00 ~ 翌6:00)	39.3% (H11年度)	55.0% (H13年度)	70%
39	騒音に係る苦情件数	109件 (H11年度)	85件 (H13年度)	

「化学物質対策の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
40	ダイオキシン類濃度 ・ 大気 ・ 公共用水域水質 ・ 公共用水域底質 ・ 地下水 ・ 土壌	0.036pg-TEQ/m ³ (H11年度)	0.028pg-TEQ/m ³ (H13年度)	
		0.091pg-TEQ/L (H11年度)	0.075pg-TEQ/L (H13年度)	
		3.9pg-TEQ/g-dry (H11年度)	0.91pg-TEQ/g-dry (H13年度)	
			0.046pg-TEQ/L (H13年度)	
			0.25pg-TEQ/g-dry (H13年度)	
41	環境ホルモン調査項目数 / 調査検体数	27項目 / 272検体 (H11年度)	25目 / 248検体 (H13年度)	
42	PRTR実施事業者数	H13年度から実施予定	ポイント調査 約950事業所	

3 健全な水循環の確保

「豊かで清らかな水源の確保」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
43	水源かん養保安林面積	143,806ha (H13.3.31)	145,514ha (H14.3.31)	
44	水道給水量	163,542千m ³ (H11年度)	162,889千m ³ (H12年度)	

「適切な水の利用の促進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
45	雑用水利用施設件数及び水量	9,913m ³ /年 (H8年)	9,913m ³ /年 (H8年)	

「第3節 豊かな自然環境の保全と創出」

1 自然環境の保全とふれあいの推進

「自然公園等の保全と整備」に係る環境指標

環境指標項目	基準値	直近値	目標値
46 自然公園面積	91,889ha (H12.4.1)	91,889ha (H13.4.1)	
47 九州自然歩道宮崎県内整備状況	350.0km (H11年度)	351.0km (H13年度)	
48 自然環境保全地域箇所数 / 面積	2か所 / 183.97ha (H12.4.1)	2か所 / 183.97ha (H13.4.1)	
49 緑地環境保全地域箇所数 / 面積	4か所 / 21.36ha (H12.4.1)	4か所 / 21.36ha (H13.4.1)	

「自然とのふれあいの推進」に係る環境指標

環境指標項目	基準値	直近値	目標値(H17年度)
50 みどりの少年団 団体数 / 参加者数	64団体 / 1,576人 (H12年度)	63団体 / 1,553人 (H14.3.31)	71団体 / 1,700人
51 自然公園利用者数	8,508千人 (H11年)	8,399千人 (H12年)	9,500千人
52 ひなもり台県民ふれあいの森 利用者数	89,820人 (H11年度)	79,487人 (H13年度)	

2 生物の多様性の確保

「野生生物の生息・生育環境の保全と創造」に係る環境指標

環境指標項目	基準値	直近値	目標値
53 鳥獣保護区等箇所数 / 面積	229か所 / 166,093ha (H13.1.31)	237か所 / 175,487ha (H14.3.31)	
54 林種別森林面積 ・ 針葉樹 ・ 広葉樹	345千ha (H12.3.31) 224千ha (H12.3.31)	347千ha (H13.3.31) 225千ha (H13.3.31)	
55 藻場・干潟面積 ・ 藻場 ・ 干潟	1,610ha (H6年度) 42ha (H6年度)	1,610ha (H6年度) 42ha (H6年度)	

「希少・野生動植物の保護・管理」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
56	天然記念物数			
	・国指定	41件 (H12.12.31)	41件 (H14. 3.31)	
	・県指定	19件 (H12.12.31)	19件 (H14. 3.31)	
	・市町村指定	95件 (H12.12.31)	94件 (H14. 3.31)	
57	ノカイドウ株数	338株 (H10年)	323株 (H14年)	

3 水とみどりのうるおい空間の確保

「身近なみどりの保全と創出」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
58	都市公園面積 (1人当たり)	16.2㎡/人 (H11年)	17.2㎡/人 (平成14年3月)	17.2㎡/人 (H14年)
59	公共施設 (学校) 緑化面積	601㎡ (H12年度)	109㎡ (H13年度)	
60	沿道修景植栽地区 / 延長	81地区 / 186km (H11年度)	81地区 / 186km (H14年度)	

「水辺環境の保全と創出」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
61	多自然型川づくり実施河川数	56河川 (H11年度)	59河川 (H13年度)	
62	親水公園等整備箇所数	69か所 (H11年度)	69か所 (H11年度)	
63	自然海岸延長	298.41km (H5年度)	298.41km (H5年度)	

「第4節 地域からの地球環境保全の推進」

1 地球温暖化防止対策の推進

「温室効果ガス削減対策の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
64	二酸化炭素排出量	725万 t-CO ² (H2年)	811万 t-CO ² (H10年)	661万 t-CO ² (H22年)
65	総温室効果ガス排出量	1,521t-CO ² (H2,7年)	1,655万 t-CO ² (H10年)	975万 t-CO ² (H22年)

「森林等による二酸化炭素の吸収・固定の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
66	森林面積	589.5千ha (H12.3.31)	589千ha (H13.3.31)	590千ha
67	森林蓄積量	121百万m ³ (H12.3.31)	123百万m ³ (H13.3.31)	140百万m ³

2 オゾン層保護・酸性雨防止対策の推進

「オゾン層保護対策の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値(H17年度)
68	フロン回収量（累積）	15.2t (H11年度)	36.5t (H13年度)	60.6t

「酸性雨防止対策の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
69	酸性雨測定結果 宮崎市(宮崎県衛生環境研究所)	pH4.9(H11年度)	pH4.6(H13年度)	

3 省資源・省エネルギー対策等の推進

「省資源・省エネルギー対策の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
70	県民1人当たり電気使用量	1,750kwh / 年 (H10年度)	1,850kwh / 年 (H12年度)	

「新エネルギー対策の推進」に係る環境指標

環境指標項目		基準値	直近値	目標値
71	住宅用太陽光発電システムによる導入量	4,090kw (H13.3.31)	4,638kw (H13.3.31)	10,000kw (H22年度)
72	太陽熱温水器普及率 / 全国順位	41.1% / 全国第1位 (H11年)	41.1% / 全国第1位 (H11年)	
73	ごみ発電施設件数 / 能力	1件 / 1,300kW (H13.3.31)	1件 / 1,300kW (H14.3.31)	
74	風力発電施設件数 / 能力	2件 / 1,000kW (H13.3.31)	2件 / 1,000kW	

20 環境関係用語の解説

(あ)

ISO14001

国際標準化機構（ISO）で制定した環境マネジメントに関する一連の国際規格であるISO14000シリーズの中で、中核をなす規格です。ISO14001には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されています。ISO14001に基づき環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となります。

亜鉛 (Zn)

主に亜鉛メッキ、黄銅、ダイキャストなどの原料として使われ、鉱山廃水、これらの金属を取扱う工場の排水から検出されます。毒性は比較的弱く、中毒例としては、亜鉛5～6 mg/Lを含む水を飲用して腹痛、嘔吐を起こした例がありません。飲料水の許容量は、1 mg/L以下で、排水基準は5 mg/Lです。

赤 潮

海中のプランクトンが異常増殖し、海水が赤褐色を呈する現象です。発生のメカニズムは完全に究明されていませんが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内に、しかも雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすくなっています。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられています。魚介類に対する被害の要因として、赤潮プランクトンが魚介類のえらに詰って窒息する。赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中のDOが欠乏する。有毒物が赤潮プランクトンにより生産排出される。細菌が増殖する。などの諸説があります。

悪臭物質

悪臭防止法では、現在次の22物質を悪臭物質として定めています。

- (1)アンモニア (H_3) …… 刺激臭、し尿臭
- (2)メチルメルカプタン ($\text{C}_3\text{-SH}$) …… タマネギの腐敗臭
- (3)硫化水素 (H_2S) …… 卵の腐敗臭
- (4)硫化メチル ($(\text{CH}_3)_2\text{S}$) …… キャベツの腐敗臭
- (5)トリメチルアミン ($(\text{CH}_3)_3\text{N}$) …… 魚の腐敗臭
- (6)二硫化メチル ($\text{C}_3\text{-S-S-CH}_3$) …… ニンニクの腐敗臭
- (7)アセトアルデヒド (CH_3CHO) …… 刺激臭、し尿臭
- (8)スチレン (-CH=CH_2) …… ポリエチレンなどの加工臭
- (9)プロピオン酸 ($\text{C}_3\text{H}_7\text{COOH}$) …… すっぱいような刺激臭
- (10)ノルマル酪酸 ($\text{C}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$) …… 汗臭
- (11)ノルマル吉草酸 ($\text{CH}_3(\text{C}_2)_3\text{COOH}$) …… むれたくつ下臭
- (12)イソ吉草酸 ($(\text{C}_3)_2\text{CHC}_2\text{COO}$) …… むれたくつ下臭
- (13)トルエン (C_6_5CH_3) …… ガソリンのような臭い
- (14)キシレン ($\text{C}_6_4(\text{CH}_3)_2$) …… ガソリンのような臭い
- (15)酢酸エチル ($\text{CH}_3\text{C}_2\text{H}_5$) …… 刺激的なシンナーのような臭い
- (16)メチルイソブチルケトン ($\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{C}(\text{C}_3)_2$) …… 刺激的なシンナーのような臭い
- (17)イソブタノール ($(\text{CH}_3)_2\text{CHC}_2\text{OH}$) …… 刺激的な発酵した臭い
- (18)プロピオンアルデヒド ($\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$) …… 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
- (19)ノルマルブチルアルデヒド ($\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$) …… 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
- (20)イソブチルアルデヒド ($(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$) …… 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
- (21)ノルマルパレルアルデヒド ($\text{C}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$) …… むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
- (22)イソパレルアルデヒド ($(\text{CH}_3)_2\text{CHC}_2\text{CHO}$) …… むせるような甘酸っぱい焦げた臭い

アジェンダ21

各国政府及び各国際機関が、21世紀に向け、持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画のことです。

アセスメント(assessment)

査定。評価（環境影響評価の項参照）。

アメニティ

アメニティ (amenity) ということばは、英国の識者によると、適切なものが適切なところにあること (The right thing in the right place) と定義されています。

もっと分かりやすく言えば、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をアメニティといいます。

アルキル水銀 (R- Hg)

有機水銀の一つで、この中に含まれているメチル水銀、エチル水銀は人間の神経をおかします。また、水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると慢性中毒となり、知覚・聴力・言語障害・視野狭窄・手足のまひなどの中枢神経障害を起こし、死亡する場合があります。

アルファ線 (線)

ある種の放射性物質から放出される放射線の一種で、ヘリウム(^4He)の原子核の流れであり、物質の透過力は弱く、タバコの銀紙くらいで止められてしまいます。

アンモニア (NH₃)

特有の刺激臭のある無色の気体で、圧縮することによって常温でも容易に液化します。粘膜刺激、呼吸器刺激、腐食性があり、眼に入ると結膜浮腫等を起こします。悪臭物質としての主な発生源は、畜産農業、鶏糞乾燥場です。

アンモニウム体窒素 (NH₄-N)

アンモニウム体窒素が多過ぎると、稲の生育障害をきたし、また、浄水処理においては塩素滅菌の効果が低下する等の問題が生じます。

硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO₂、亜硫酸ガスともいいます。)、三酸化硫黄 (SO₃、無水硫酸ともいいます。) など、硫黄の酸化物の総称で、硫黄分を含む燃料の燃焼等に伴い発生します。

硫黄酸化物は、それ自体有害ですし、環境大気中では他の汚染物質と共存することによって人間や動植物に影響を与えます。特に、環境での人間に対する影響としては、いわゆる「ぜんそく」を引き起こす等呼吸器への影響が顕著です。

閾 値 (いきち)

その値以下では地域住民の健康上に悪い影響が起こらない値をいいます。

この閾値は、世界保健機構 (WHO) が 1963 年に行った「大気性状の判定条件と大気汚染の測定法」のためのシンポジウムの中で報告された大気汚染判定の 4 つのレベルの第 1 レベル〔その値又はそれ以下の値であれば現在までの知見では直接又は間接の影響 (反射又は適応、あるいは防御反応の変化を含めて) が観察されなかった濃度と暴露時間〕に相当するものです。

一酸化炭素 (CO)

炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって発生します。一般には、燃料の不完全燃焼によって発生しますが、都市における最大の発生源は、自動車の排出ガスです。一酸化炭素は、血中ヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害します。

移動汚染源

移動しながら汚染物質を排出するものをいいます。例えば、自動車は移動しながら排出ガスによって大気を汚染し、騒音を発生し、騒音公害を引き起こしています。航空機も同様です。

これに対し、工場や事業場は固定された位置で汚染物質を排出しているため、固定汚染源と呼ばれます。

上乘せ基準

ばい煙や事業場排水等の排出の規制に関して都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいいます。

栄養塩類

富栄養化の一つの指標物質で、藻類その他の水生植物が増殖をもたらすための必要な各種元素です。藻類その他水生植物が要求する物質として、窒素、燐、硫黄、マグネシウム、鉄等の物質がありますが、藻類生産を制限しやすい物質、すなわち窒素、燐 (藻類増殖の最小律) が富栄養化の栄養塩とされています。

SS (浮遊物質)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいいます。水の濁りの原因となるもので、魚類のエラをふさいで死なせたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用があります。また、有機性浮遊物質の場合は、河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させます。

オゾン (O₃)

酸素の同素体で、大気中の酸素が紫外線、雷等によって反応し、生成します。オゾンは、有機物の酸化分解や漂白剤として利用される物質で、光化学スモッグに関連し、粘膜を刺激したり、植物被害、ゴムの劣化を起こす汚染物質として注目されています。また、生物に有害な紫外線 (280 ~ 320nm) を吸収する性質があり、高層大気中に形成されたオゾン層は、地球上の生命を保護する役割を果たしています。近年、フロンによるオゾン層破壊の影響が懸念されています。

オゾン層の保護のためのウィーン条約 (ウィーン条約)

オゾン層の保護のため、国連環境計画 (UNEP) を中心として国際的な対策の枠組みが検討され、1985 年 3 月に採択された条約です。ウィーン条約と略称されます。国際的に協調してオゾン層やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めています。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

ウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊する物質の削減スケジュール等の具体的な規制措置等を定めたものです。1987 年に採択され、1990 年、1992 年、1995 年、1997 年及び 1999 年の 5 度にわたって、規制強化のための改正等が行われてきました。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、BOD 等の汚濁物質の量です。一定期間における汚濁物質の濃度と、これを含む排出ガス量や排水量等との積で表されます。

汚 泥

工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥水を指すのではなく、有機性及び無機性のものすべてを含むものです。

温室効果ガス

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まります。太陽から流入する日射については、ほとんどが可視光及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸収されます。日射によって加熱された地表面は赤外線の熱放射をしますが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまいます。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射されます。このように、日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となります。この効果を「温室効果」といいます。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質が、温室効果ガスとして削減対象とされています。

(か)

活性汚泥法

有機性汚水に空気を吹き込むと、その汚水に適した好気性の微生物が繁殖し、フロックを形成するようになります。通気を止めると、フロックは急速に沈降し、透明な処理水が得られます。このフロック状のスラッジは、汚水中のコロイド状あるいは溶解性の有機物を吸着し、酸化分解します。この現象と作用を利用して汚水を好氣的に浄化する方法を、活性汚泥法といいます。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

家庭や事業所から排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、消費者が収集・運搬及び再商品化のための料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化等(リサイクル)する義務を果たすことを基本とし、このシステムの整備により、特定家庭用機器の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ることを目的とする法律です。

カドミウム(Cd)

銀白色の軟らかい金属で、亜鉛とともに産出されます。メッキや溶けやすい合金の原料として用いられるほか、硫化物は、黄色顔料や塗料として使用されます。慢性中毒になると腎臓障害、骨変化を起こすなど、イタイタイ病の一要因として注目されました。

カレット

びんやガラスを細かく砕いたかけらで、溶かして再びびんや板ガラス、グラスファイバーなどの製品を作るための原料となります。

環境影響評価(環境アセスメント)

開発事業を行う前に、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自身が調査、予測又は評価を行い、その結果を公表して地域の人々の意見を聴き、環境保全のため適切な対策を講じようとする制度です。

環境影響評価書

環境影響評価手続で作成する文書です。環境影響評価書(評価書)は、外部手続により地域の環境情報を補完しつつ、事業者自らが環境影響評価を実施した結果をとりまとめた文書です。

環境影響評価準備書

環境影響評価手続で作成する文書です。事業者は、環境影響評価方法書(方法書)に対する意見を勘案・配慮して環境影響評価の項目等を選定し、環境影響評価を実施します。環境影響評価準備書(準備書)は、この「環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として」作成する文書です。

環境影響評価方法書

環境影響評価手続で作成する文書です。環境影響評価方法書(方法書)は、「対象事業に係る環境影響評価(調査、予測、評価)を行う方法」の案について、環境の保全の見地からの意見を求めるために作成します。

環境活動評価プログラム

二酸化炭素や廃棄物などの環境負荷の状況と環境保全の取組の状況についての自己評価の手法を示すとともに、その結果をもとにした環境行動計画づくりの方法を示すことにより、中小規模の事業者を含む幅広い事業者を対象に、環境保全の取組を広げていこうとするものです。平成8年9月に環境庁が策定し、平成11年9月に改訂しました。

環境管理計画

地方公共団体が、大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定する計画です。この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されます。

環境基準

環境基本法は、「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義しています。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なります。

環境基本法

平成5年に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律で、具体的には、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

環境月間

昭和47年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において、「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることとなりました。これを記念して、国連では、6月5日を「世界環境デー」として、毎年この日に国際的な活動を行うことになりました。

我が国では、昭和48年から6月5日を初日とする「環境週間」を設け、環境問題に対する各種行事を実施しています。

平成3年度は、環境庁創設20周年に当たることから、「日本の環境20年と'92国連環境と開発に関する国連会議に向けて」という認識の下、6月を環境月間として位置づけ、諸行事を展開しました。さらに、平成4年度以降も、6月は環境月間として定着しています。

環境の日

平成5年11月に公布施行された環境基本法に基づき、6月5日を「環境の日」としました。「環境の日」は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるために設けられました。

環境負荷

人が環境に与える負担のことです。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。環境基本法では、環境への負荷を、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障となるおそれのあるものをいう。」としています。

環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質)

現在、一部の野生生物に、オスのメス化やその逆の現象が起こっていることが指摘されています。また、人の精子の数が減少しているのではないかと報告もなされています。これらの原因物質でないかと疑われている一部の化学物質が、「環境ホルモン」と呼ばれています。環境省によれば、「環境ホルモン」とは、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質であるとされています。

環境マネジメントシステム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続きであり、国際標準化機構(I S O)が発行したI S O 14001に基づくものや、E UのE M A Sに基づくものが代表的な事例です。I S O 14001に基づく環境マネジメントシステムは、経営層が策定した環境方針に沿って、P D C Aサイクル(Plan Do Check Action)を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、規格を遵守していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができます。

環境容量

環境には、排出された環境汚染物質が環境の浄化作用によって浄化する限界があるものとし、その限界を環境容量あるいは環境受容能力といいます。また、環境基準と同じ意味で使われることもあります。

ガンマ線(線)

放射性元素から出る電磁波です。線は物質を透過する力が線や線に比べて強いので、原子力発電所では厚いコンクリートで原子炉を囲い、線が外へ出ないようにしてあります。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC Intergovernmental Panel on Climate Change)

各国が政府の資格で参加し、地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、UNEP(国連環境計画)とWMO(世界気象機関)の共催により1988年11月に設置されました。温暖化に関する科学的な知見、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方について検討しています。

気候変動に関する国際連合枠組条約(気候変動枠組条約)

地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約で、1992年5月9日に採択されました。

規制基準

工場等から排出する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的な数値は、各法令に定められています。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP 3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、その必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけではなく、環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。

クローズドシステム

水使用を合理化し、用水量の節減を図り、排水量も減少させることは、あらゆる産業を通じて要求される状況となっています。また、公害を防止するための最善の策は、排水を外部に出さないということです。この目的を達成するために技術革新が行われ、排水を完全に浄化し、循環使用することができるようになりました。このような排水等を外部に出さないで再利用するシステムを、クローズドシステムといいます。

クロム (Cr)

空気及び湿気に対して極めて安定な、すなわち酸化されにくい硬い金属であるので、日用品、装飾品を初めとして広くメッキに利用されています。クロム化合物のうち、3価クロムはほとんど毒性がありませんが、6価クロムは極めて高い毒性を有しています。6価クロムの水道水水質基準及び公共用水域の水質の環境基準は、0.05mg / L以下とされ、工場排水基準は0.5mg / Lになっています。

K 値 規 制

煙突の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を定める規制方式で、K値が小さいほど厳しい基準となります。なお、具体的数値は、大気汚染防止法で定める地域ごとに、政令により定められています。

健康項目

環境基準の定められた項目のうち、水質に係る人の健康の保護に関する項目で有害物質を示すものです（「有害物質」の項参照）。

建設廃材

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条第9号に掲げる産業廃棄物であり、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、れんがの破片、その他各種の廃材の混合物を含むものであって、専ら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除くものです。

建設リサイクル法（建設資材リサイクル法）

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る法律です。

公 害

「環境基本法」によると、公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含みます。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除きます。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定しており、この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。

公害防止管理者

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち、技術的事項を管理する者をいいます。特定事業者は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設（一部除外があります。）の区分ごとに、それぞれ異なる種類の公害防止管理者を選任しなければなりません。資格としては、国家試験に合格するか、国の資格認定講習の課程を修了する必要があります。なお、排出ガス量が毎時4万Nm³以上、かつ、排出水量が1日当たり1万m³以上の特定工場には、公害防止主任管理者を選任するものとされています。また、資格の要求はありませんが、常時使用する従業員が21人以上の特定工場には、公害防止統括者の選任が義務づけられています。

この制度は、公害防止統括者を公害防止に関する最高責任者とし、公害防止主任管理者及び公害防止管理者を公害防止に関する技術的事項の管理者とする公害防止管理体系です。

公害防止協定

公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定をいいます。これらの協定は、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されています。

公害防止計画

公害が現に著しい地域、あるいは人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域において、公害防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることによって、公害の防止を図ることを目的として設定されるものであり、「環境基本法」に基づく施策の重要な柱になっています。

この計画の策定は、内閣総理大臣が関係都道府県知事に基本方針を示してその策定を指示し、その指示を受けた知事が計画を作成して内閣総理大臣に承認を受けるという手続きによって行われます。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成する物質で、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化性物質の総称です。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に発生しやすく、人の目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりします。

公共用水域

水質汚濁防止法では、公共用水域とは、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を有しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含みます。）を除きます。）という。」と定義されています。

コージェネレーション(熱電供給システム)

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムのことです。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていましたが、このシステムでは最大80%まで高められます。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていましたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつあります。

合成洗剤

洗剤には、やし油等の原料から作られる「石けん」と、鉱油や動植物油から合成して作られる「合成洗剤」の2種類があります。合成洗剤は、界面活性剤(LAS等)と助剤(性能向上剤)からなり、硬水でも使用できる等利便性があることから、幅広く利用されています。近年、界面活性剤による皮膚障害等の安全性や、助剤に含まれるリン酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題にされているので、合成洗剤の低リン化、無リン化などの対策が進められています。

固定汚染源

移動汚染源を参照

こどもエコクラブ

環境省が全国の小中学生を対象に設立を呼びかけている、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブで、数人から20人程度の仲間とその活動を支える大人(サポーター)で構成されます。環境省では、クラブの子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開できるよう、環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供等を行っています。

コンポスト

生ごみなどの有機性廃棄物を発酵させて作った堆肥のことです。

(さ)

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいいます。産業廃棄物処分場には、安定型(廃プラスチック等)、管理型(汚泥類)、しゃ断型(有害物質を埋立基準以上含む廃棄物)があります。

サーマルリサイクル

廃棄物を焼却して熱源として再利用することです。リサイクルの一方法です。

産業廃棄物

廃棄物は、発生源によって、ごみ、糞尿等の一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されます。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物であり、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鋳さい、動物の糞尿、動物の死体、ばいじん等の19種類です。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫酸酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降水物で、通常pH(水素イオン濃度指数)5.6以下の雨をいいます。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっています。

国内における酸性雨による生態系等への影響は、現時点では明らかになっていませんが、現在のような酸性雨が今後も降り続けるとすれば、将来、影響が現れる可能性があります。

COD Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)

水中の有機物などは、溶存酸素を消費することなどにより、水中生物の成育を阻害します。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在、OD及びCODが採用されています。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示します。

CODは、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では、海域及び湖沼の汚濁指標として採用されています。

ジクロロメタン

洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤などとして多岐にわたり用いられる無色揮発性のエタノール様臭を持つ液体です。別名、塩化メチレンともいいます。

労働環境等における高濃度曝露において神経系への影響が明らかとなっており、また、非常な高濃度吸引がある場合には精巢毒性を発揮する可能性があります。

自浄作用

河川などが汚濁された場合、時間の経過に伴って、もとの清澄な水質にもどる現象をいい、微生物による酸化、還元、物理的な作用として沈でん、希釈拡散、化学的酸化作用が自浄作用の因子と考えられます。

自然公園

すぐれた自然の風景、傑出した自然景観、野生のままの動植物相などを含む広大な自然地域を対象として、これらの自然を保護し、人々の野外レクリエーション利用や教育する区域として、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき指定する区域をいいます。自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類があります。

指定物質

有害大気汚染物質のうち、人の健康被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質で、大気汚染防止法施行令において、「ベンゼン」、「トリクロロエチレン」及び「テトラクロロエチレン」が指定されています。

これらを排出又は飛散させる施設を「指定物質排出施設」といい、11種類の施設が指定されています。

また、指定物質については環境基準（資料編 P364参照）が、指定物質排出施設については排出又は飛散の抑制に関する基準（「指定物質抑制基準」）が定められています。

地盤沈下

主として地下水の過剰揚水によって発生しますが、そのメカニズムについてはまだ解明されていません。しかし、沈下現象の把握がしにくいこと、沈下が始まると急速に進む可能性が大きいこと、いったん沈下すればほとんど回復しないことなど問題点が多く、地域の水需要の動向とあわせて解決は難しいとされています。

重金属

比重 4.0以上の金属をいい、水銀、カドミウム、銅、鉛、クロム等、生体内に入ると微量でも有害なものが少なくありません。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針を定めた法律です。

廃棄物の処理の優先順位を 発生抑制、再利用、再生利用、熱回収、適正処分と定めています。

浄化槽

し尿等を微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいいます。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水（厨房排水、洗濯排水等）と一緒に処理する設備又は施設を合併処理浄化槽といます。

植生自然度

自然が人間の開発行為によってどの程度改変されているかを、植生の状況によって分類し、客観的に自然環境の現状を10段階に区分して表すものです。

自然度	植生の区分	植生の内容
1		市街地、造成地など植生のほとんどない地区
2	農耕地	畑地、水田、牧草地、田畑等に囲まれた郊外の住宅(緑の多い住宅地)
3		果樹園、桑園、茶畑など
4		シバなどの背丈の低い草原、伐跡地
5	二次草原	ササ、ススキなど背丈の高い草原
6		スギ、ヒノキなど常緑針葉樹、広葉樹の植林地
7	二次林	クリ、ミズナラ群落など、クリ、クヌギの二次林
8		ブナ、ミズナラの再生林、シイ、カシの萌芽林
9		ミズナラ、カシワ、コナラ群落など
9	原生林	エゾマツ、トドマツ、ブナなどの自然植生
10		自然草原、高山ハイデ及び風衝草原など

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約)

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）が砂漠化に対処するために国家行動計画を作成し及び実施すること、また、そのような取組を先進締約国が支援すること等について規定した条約です。

振動

物体がある一点を中心に、ある周期をもってゆれ動くことですが、この動きによって人の生活等が阻害されることを振動による公害といえます。したがって、公害を発生させる振動は、「不快な振動」、「好ましくない振動」といえます。

水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切って類型を設けています。p、BOD等の項目について、それぞれの水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共用水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準が具体的に示されます。

水銀(Hg)

水銀は有毒で、水銀の蒸気を吸入したり、皮下吸収すると全身中毒を起こします。水銀の可溶性塩類、例えば塩化第二水銀（HgCl₂）は、猛毒で消化器官をおかします。致死量は、0.2~0.4gです。

水生生物による水質調査

川には、サワガニ、トビケラ、ヘビトンボ、カワゲラなどいろいろな水生生物が生息しており、これらの生息の状況が水の汚れとも密接に関連していることから、生物を指標化することによって、川の水質を調査することができます。

スクリーニング

環境影響評価法において、一定規模以上の事業については、第一種事業として、環境影響評価手続を必ず要するものとするとともに、第一種事業の規模に準ずる規模を有する第二種事業について、個別に環境影響評価手続の要否を判定する仕組みを導入することとしたものです。この判定の仕組みは、事業を「ふるいにかける」という意味で「スクリーニング」と呼ばれています。

スコーピング

環境影響評価方法書（方法書）の作成から、各主体の意見の聴取を経て環境影響評価の項目及び手法の選定に至るまでの一連の過程を、項目及び手法を「絞り込む」という意味で「スコーピング」といいます。

生活環境項目

環境基準に定められた項目のうち、水質に係る生活環境の保全に関する項目をいい、次の項目があります。

p、BOD、COD、SS、n-ヘキサン抽出物質（油分）、大腸菌群数、窒素、磷。

生活雑排水

各家庭から排出される排水（生活排水）には、台所、洗濯、風呂などからの排水とし尿とがあり、このうち、し尿を除いた排水を生活雑排水といいます。

生活雑排水は、下水道や合併処理浄化槽に接続している家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されますが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっています。

生活騒音

一般家庭の日常生活から発生する騒音のことです。近年、都市の過密化やクーラー、ピアノ等の生活関連機器の普及に伴い問題となっています。

生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をいいます。生態系は、生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立しています。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また、生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別されます。生態系の一部が人為的に変更又は破壊されると、その生態系全体の物質代謝回路が大きく影響を受けるようになります。人間が食物集めだけをしていた時代には、人間は自然環境の共生者でしたが、現在では工業化の進展に伴い、自然の生態系は破壊され、異なった生態系ができつつあります。最近の人口の爆発的増加も、生態系の変化の一つとして注目されねばなりません。

生物指標

水のきれいなところと汚れているところでは、その程度に応じてそれぞれ異なった生物が棲んでいます。このことを利用して、生物から逆に水質を知ろうとするので、生物指標といいます。物理化学的な水質指標に比べて、誰にでもわかりやすく、なじみやすいものとされています。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）

絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制する条約です。1972年の国際人間環境会議の決議において、野生動植物の特定の種が過度の国際取引によって絶滅の危機に瀕しているとの認識が示され、これを受けて、1973年にこの条約が受諾されました。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいいます。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、個々の施設（工場・事業場）の排出ガスや排水に含まれる汚染（濁）物質の量や濃度のみを対象としていましたが、この個別規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われています。

（た）

第一種事業

環境影響評価法の対象となる事業のうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」として定め、環境影響評価を必ず行うこととしています。

ダイオキシン・ダイオキシン類

ダイオキシンとは、「ポリ塩化ジベンゾ・パラ-ジオキシン（PCDD）」の通称であり、これに「ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）」を加えてダイオキシン類といいます。なお、平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、PCDD及びPCDFに「コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）」を含めて「ダイオキシン類」と定義されました。これらは単独の物質ではなく、2つのベンゼン環を基本骨格とする有機塩素化合物群の総称であり、塩素原子の付加する数や位置により、PCDDには75種、PCDFには135種、Co-PCBには13種の異性体が存在し、化学物質の合成過程、燃焼過程で非意図的に生成されます。

通常は無色の固体であり、水に極めて溶けにくく、また、化学的にも安定な物質です。一方、有機溶媒（いわゆる油）には比較的溶けやすく、紫外線により分解されやすい性質も持っています。

他の化学物質に比べ、極めて微量で生体に影響を及ぼすことが特徴であり、動物実験により、急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性、催奇形性及び免疫毒性など多岐にわたる毒性が確認されていますが、人間に対しては、病症例が少ないため、「塩素ざそう（クロロアクネ）」等限られた毒性以外は明らかとはなっていません。

第二種事業

環境影響評価法において、第二種事業は、第一種事業と同じ要件に該当する事業のうち、第一種事業に準ずる規模を有するものであって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかについて、環境影響評価法第四条に規定する手続により、個別に判定する必要があるものとして政令で定めるものです。

大腸菌群数

大腸菌は、一般に人畜の腸管内に常棲する細菌（ふん便1g中に10億～100億が存在します。）で、それらが水中に存在するか否かによって、その水がし尿で汚染されているかどうかを判断する指標となります。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの頭文字で、直訳すると「荷重等価平均感覚騒音レベル」となります。1機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯など加味した航空機騒音に係る単位で、「うるささ指数」と呼ばれることもあります。航空機騒音の特徴をよく取り入れた単位として、CAO（国際民間航空機関）が提案した国際単位です。

窒素酸化物 (NOx)

窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) です。石油、ガス等が燃焼する際などに発生し、燃焼過程では最初一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わります。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様です。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つでもあります。環境基準は、二酸化窒素について定められています。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、増殖を図るために狩猟を禁止する区域であり、この区域では、保護施設を設け、食餌植物の植栽を行うほか、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があるところを特別保護地区に指定して、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制します。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NOx、粒子状物質、CO₂といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のことであり、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリット自動車などがあります。

低公害車普及は、地球温暖化対策や大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されています。

底質

河川、湖沼、海域などの水底を形づくっている粘土、シルト、砂、礫などの堆積物や岩のことをいいます。また、底質は、貝類や水生昆虫類、藻類をはじめとした、いろいろな底棲生物の生活の場でもあります。

水質汚濁の進行に伴って、有機物質や重金属類などが沈積し、底質中に蓄積されます。そのため、底質を調べることによって、汚濁の進行傾向や速度について、有用な情報を得ることができます。また、一度底質に移行した各種物質の一部は、溶出やまき上がり現象によって、再び水質に対して大きな影響を及ぼすことが知られています。

低周波空気振動

最近、人の耳には聞きとりにくい低い周波数の空気振動（低周波空気振動といわれます。）が問題となっており、工場施設、道路橋等から発生することがあります。

苦情内容としては、「ガラス窓、戸、障子等が揺れる」といった物的苦情、「ガラス窓等がガタガタ鳴る音がうるさい、睡眠が妨害される」、「考え事や読書が邪魔される」などといった心理的苦情、「耳鳴りがする」、「頭痛がする」、「胃腸の具合が悪い」などといった生理的苦情が発生しています。

DO (溶存酸素)

溶存酸素 (DO) の項参照

デシベル (dB)

音の強さなどの物理量を、ある標準的な基準量と対比して、相対的な比較検討を行うのに用いる単位のことであり、騒音や振動等のレベルを表すのに用います。

騒音を耳の感覚に合うように補正した音の「大きさ」をはかる単位を d (A) といわれます。

振動の場合は、感覚に合うよう補正した鉛直振動加速度の「大きさ」をはかる単位を dB といわれています。

デポジット制度

缶飲料等を販売するに当たって、現在、我が国のビールびん等で行われているように、一定金額を預り金として上乗せして販売し、消費者が空き缶等を返却すると預り金が払い戻される方式のことで、

空き缶等の散乱防止と資源回収に有効な制度といわれ、アメリカでは1953年にバーモント州で初めて採用し、現在、オレゴン州ほか数州で採用しています。

テレメータシステム

テレメータシステムとは、環境濃度等自動測定機で測定したデータを、無線や専用電話回線を利用して監視室に送信し、得られたデータを集中管理するシステムをいいます。

典型7公害

社会的に公害と呼ばれる事象は、範囲が広く、建築物による日照の障害、道路照明等の人工光源による農作物被害、電波障害等も公害と呼ばれています。典型7公害とは、「環境基本法」で規定されている公害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭をいいます（「公害」の項参照）。

銅 (Cu)

銅自身にはほとんど毒性がないか、あるいは極めて少ないとされています。しかし、銅粉末を生ずる作業を行う時の最高許容濃度は1 ppm とされ、極めて高濃度の銅粉により気道刺激が起こり、発汗、歯の着色の起こることが報告されていますが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされています。また、化合物についてはあまり問題は起こっていません。

汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、鉱山廃水、工場排水（メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所等）、農薬（ボルドー液等）などがあります。

水道水基準 1.0mg / L以下、排水基準 3 mg / L以下

農用地土壌汚染対策地域指定要件 125mg / kg 以上

特定施設

公害規制法令で規制の対象になっている施設で、汚水を排出する施設や騒音、振動を発生する施設等をいいます。

特定物質

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に被害を与えるおそれがある物質で、大気汚染防止法施行令において、アンモニアや弗化水素等28物質が定められています。

これらを発生する施設（ばい煙発生施設を除きます。）を「特定施設」といい、設置者は事故等により特定物質が多量に大気中に排出された場合は、その状況等を直ちに都道府県知事に通報しなければなりません。

毒性等価係数・毒性等量 (TEF・TEQ)

ダイオキシン類には多くの異性体があり、毒性についてもそれぞれ大きく異なっています。このため、ダイオキシン類全体としての毒性を評価するためには、合計した影響を考える手段が必要です。

そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した係数が用いられ、この係数を「毒性等価係数 (TEF)」とといいます。また、各異性体ごとの検出濃度にTEFを乗じ足しあわせた値を「毒性等量 (TEQ)」といい、これが、ダイオキシン類全体としての毒性の強さになります。

なお、TEFについては、これまで国際毒性等価係数 (I-TEF (1988)) が用いられてきましたが、近年は1997年に世界保健機構 (WHO) が提案し、1998年の Environmental Health Perspective に掲載された毒性等価係数 (WHO-TEF (1998)) を用いる方が一般的です。

土壌汚染

土壌が次のものによって汚染されることをいいます。

- (1) 重金属、酸性降下物によるもの
- (2) 農薬、肥料によるもの
- (3) 除草剤などの農薬によるもの
- (4) ごみの不衛生処分によるもの

なお、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」では、特定有害物質として、カドミウム、銅、砒素及びその化合物が指定されています。また、平成3年8月に「土壌の汚染に係る環境基準（資料編 P376参照）」が定められました。

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン

主に、金属・機械部品などの脱脂洗浄剤や、ドライクリーニング用の洗浄剤として使われている有機塩素化合物です。これらの有機塩素化合物は、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、水にあまり溶けず、油に溶けやすい性質があります。

なお、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては、労働環境における高濃度曝露において神経系への影響が認められており、また、発ガン性や肝臓・腎臓障害等も報告されています。

トリハロメタン

メタン分子中の4個の水素原子のうち、3個がフッ素や塩素などのハロゲン原子に置き換わったものです。

トリハロメタン生成能

試料水に塩素を強制的に加えてできるトリハロメタンの量をいいます。

(な)

ナショナル・トラスト運動

1895年、イギリスの文化的遺産を保存するために設立された民間団体が始めた運動で、自然的、歴史的にすぐれた土地や建物を、会員からの会費や寄付金などによって買取り、保存しています。

我が国でもこの運動が紹介されてから、「和歌山県田辺市の天神崎の募金による買い取り運動」、「東京都日野市0.1㎡運動」などが起こり、現在では、各地域でこの運動が盛り上がっています。

ng (ナノグラム)

1 ng とは、1 g の10億分の1の重さをいいます。

鉛 (Pb)

鉛及び鉛化合物は、有害物質として古くから知られています。他の重金属と同じく、原形質毒で造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒では死亡します。金属鉛は、常温では蒸発しないが、粉じんとして吸収し、あるいは経口的に摂取する恐れがあります。

水道水基準は0.05mg / L以下、環境基準 (水質) 0.01mg / L以下、排水基準 0.1mg / L以下、大気汚染防止法による排出基準は、鉛及びその化合物について、ガラス製品の製造20mg / N%鉛、銅、亜鉛の精練溶解炉等10~30mg / N%となっています。

75%値

年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (nは、日間平均値のデータ数) のデータ値が75%値です ($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値となります)。

BODやCODの環境基準適合状況を判定するときに用います。

二酸化硫黄 (SO₂)

燃料中の硫黄分が酸化燃焼された時生ずる無色の刺激性の気体で、金属腐食性と還元性が強い気体です。急性毒性症状は塩素や臭素等と同じですが、慢性毒性は繰り返し曝露による歯牙酸食、気管支炎、ぜんそく、胃腸障害、結膜炎、味覚・臭覚障害、全身疲労、さらに高じると酸欠症による症状が現れます。

二次汚染物質

一次汚染物質が他の汚染物質等と化学変化し、新たに生成された汚染物質をいいます。大気中で炭化水素（HC）と窒素酸化物（NO_x）の混合系に紫外線が作用し、生成される光化学オキシダントがその例です。

二 次 林

天然林を伐採したあとに、植林したのではなく、自然にはえてきた林をいいます。

ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称していいます。通常、「油分」といわれており、鉱油及び動植物油等の油分量を表す指標として使用されています。

（は）

廃 棄 物

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定義によると、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等に代表されるものです。産業廃棄物とされるものは、量的、質的に環境汚染源として重要な意味を持つものであって、その特性に応じて定められた厳しい処理基準に従って処理する必要のある廃棄物です。

なお、一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、住民の日常生活に伴って生ずるし尿、ごみ、粗大ごみ等のほか、一部の業種の事業活動に伴って排出された紙くず、木くず等の産業廃棄物に含まれない廃棄物の総称です。

排出基準（排水基準）、規制基準

(1) 排出基準（排水基準）

ばい煙、汚水などを排出する工場・事業場が守らねばならない汚染物質の排出の許容値です。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準（資料編 P371～374参照）といいます。これらの基準を超えた場合は、処罰の対象となるほか、改善のための措置がとられます。

(2) 規制基準

工場・事業場が守らねばならない騒音、振動、悪臭の許容値です。この基準を超えた場合は、改善のための措置がとられます。

ばいじん 粉じん

ばいじんは、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生し、粉じんは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は鉱物等の堆積に伴い発生し、又は発散する物質です。

BOD（生物化学的酸素要求量）

BODは、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されています（CODの項参照）。

pg（ピコグラム）

1pgとは、1gの1兆分の1の重さをいいます。

PCB・Co-PCB（ポリ塩化ビフェニル・コプラナーポリ塩化ビフェニル）

PCBは、不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性をもった化学物質であるため、用途も広範で、熱媒体、絶縁油、塗料等多岐に使用されてきました。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが明らかとなり、環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在、我が国では製造は中止され、使用も限定されています。水質汚濁の環境基準値は、検出されないこととなっています。

なお、PCBのうち、塩素原子の付加する位置により扁平構造を有するものをCo-PCBといい、PCDDやPCDFと類似した分子構造、毒性作用を示します（ダイオキシン・ダイオキシン類の項参照）。

砒 素

自然水中に含まれていることはまれで、鉱山廃水、工場排水、鉱泉などの混入によって含有します。昔から知られた毒物ですが、シアンや水銀などに比べると、毒性は高くありません。蓄積による慢性毒性が問題となるので、水道水の水質基準値、水質汚濁の環境基準値とも0.01mg/L以下となっています。

ppm

parts per million の略であり、ある量が全体の百万分のいくつあるかを表す無次元量です（百万分率）。

一般的に、気体の場合は体積比、その他の場合は重量比ですが、水質汚濁ではmg/kgとmg/Lを同一とみなして、mg/Lをppmで表すことがあります。したがって、大気中一酸化炭素が2ppmとは1m³の大気中に2の一酸化炭素があることを、排水中銅が3ppmとは1kg（1L）の排水中に3mgの銅があることを示します。

ppb

parts per billion の略で、十億分率を表します（ppmの千分の一）。

PPP

PPPとは、Polluter Pays Principle の略であり、環境汚染防止のコスト（費用）は汚染者が支払うべきであるとの考えであって、一般的には、汚染者負担の原則といわれています。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register 環境汚染物質排出・移動登録)

化学物質を取り扱う事業者が、化学物質の環境中への排出量や廃棄物として外部へ移動した量を自ら把握してこれを行政に報告し、行政は、データを取りまとめて公表するシステムです。これによって、行政は、排出源情報を知ることにより、環境リスク対策を進めることができます。事業者は、自己の環境中への排出量を知ることにより、化学物質の適正な管理に役立てることができます。市民は、地域でどんな化学物質が排出されているか知ることにより、環境リスクに対する理解を深めることができます。

非メタン炭化水素 (NMHC)

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いた炭化水素であり、光化学オキシダントの原因物質の一つです。また、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の生成にも大きく寄与していると考えられています。

自動車排出ガスなど、人工発生源由来の炭化水素にはメタンも少量含まれますが、そのほかに、非メタン炭化水素として多種類のオレフィン系及び芳香族炭化水素やアルデヒド類、ケトン類、アルコール類などが含まれます。

富栄養化

湖沼、内湾のような滞在性水域の水が、窒素、燐などの水生植物の栄養素を多く含むようになり、その結果、水中の生物生産性が増大する現象のことを富栄養化といいます。本来は自然に進行するものですが、近年の急激な開発、人口の集中等により進行が加速され、藻類の異常発生などが見られるようになりました。溶存酸素の欠乏、色度、臭気の増加、溶解性有機物の増加等の水質の悪化が、上水道、水産業、農業などに多くの被害をもたらします。

複合汚染

通常、各種の汚染物質による汚染が重複して生ずる環境汚染形態を指し、単一汚染という概念に対応するものです。例えば、古い型の汚染ともいべきばいじんによる大気汚染と、新しい型の汚染ともいべき硫黄酸化物 (SO_x) や自動車排出ガス (CO, Pb等) による汚染とが重なり合っているような場合であり、複合汚染による公害はより深刻です。

浮遊粒子状物質 (SPM Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が10μm以下のもので、大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼします。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがあります。

なお、浮遊粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下のもの (PM_{2.5}) については、特に健康影響が指摘されています。

プランクトン

水中に浮遊する微小な生物群をプランクトンといいます。プランクトンは、魚のエサとして、また、その量的、質的变化は、水質管理の基準として役立ちます。

フロン (クロロフルオロカーボン)

メタン・エタン等の炭化水素に塩素やフッ素等のハロゲンが結合した化合物の総称です。炭素・水素・フッ素の原子の数により、フロン11・フロン12・フロン113と呼ばれ、量産されているだけで約20種あるといわれています。

フロンは、エアゾルの噴霧剤、エアコンの冷媒、電子部品の洗浄剤などとして広く使われており、成層圏中のオゾン層を破壊します。

pH (水素イオン指数)

液体中の水素イオン濃度を表す値です。水中の水素イオン濃度の逆数の常用対数で表されます。7を中性とし、7より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性といいます。

ベータ線 (線)

放射線的一种で、物質の透過力は線より大きい、線より小さいとされています。

閉鎖性水域

地形等により水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいいます (富栄養化の項参照)。

ベクレル

放射線の単位で、壊変率 (原子核が放射線を出しながら崩壊していく割合) を表します。1秒間に一つの放射性核種が壊変する場合をいい、壊変毎秒ともいいます。

ヘドロ

流れの緩やかな河川、運河、港湾等の水底に通常存在する、水分を非常に多く含んだ軟らかい泥のことです。パルプ工場廃液によるヘドロの堆積がその例です。

ベンゼン

広範囲の化学工業製品の合成原料や抽出剤として用いられ、また、自動車燃料としてガソリンに混合される無色揮発性の特有の芳香を持つ液体です。

労働環境における高濃度曝露において発ガン性 (白血病等) が認められており、また、中枢神経作用や皮膚・粘膜刺激、骨髄毒性等も報告されています。

マテリアルリサイクル

金属、ガラス、プラスチック、紙など、廃棄物の性質を変えずに、他の製品の原材料として再生利用することです。

マニフェスト

産業廃棄物の処理を委託する場合に作成、交付する管理表のことです。
委託する収集運搬業者、処分業者、廃棄物の種類と量等を記入することとなっています。

マンガン (Mn)

地殻中に存在する生物には必須元素の一種ですが、マンガンの製造、粉碎、マンガン塩類を精練する時、マンガン鉱(褐石、 MnO_2)により中毒を起こすことがあり、慢性神経症(マンガン病)になります。マンガン塩による中毒については不明です。マンガンによる職業的中毒の例は、比較的少ないとされています。

水道水基準：0.3mg/L以下、排水基準(溶解性)10mg/L以下

mg/L

水1Lの中に、その物質が1mg含まれていることで、ppmとほぼ同じ値を示します。

メタン(CH₄)

メタン系炭化水素に属するものの一つで、メタンは天然ガス、石炭ガス、炭坑からのガス、自動車排出ガスなどの中にも含まれる無色、無臭の気体です。

メタンそのものには毒性はありませんが、地球温暖化の原因物質の一つです。下水を活性汚泥法で処理するときに行われる余剰汚泥を嫌気性分解する場合にも、炭酸ガス、メタンガス、その他のガスが発生します。

メチル水銀

有機水銀の一つで、アルキル基の一つであるメチル基と水銀が結合したものです。毒性が著しく、水俣病の病原はメチル水銀であるといわれています。水質汚濁に係る環境基準は、検出されないこととなっています。

有害大気汚染物質

大気汚染防止法における有害大気汚染物質とは、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの(ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除きます。)」と定義されており、低濃度ではありますが、多様な物質が環境大気中から検出されており、その長期曝露による健康影響が懸念されています。

なお、現在、健康リスクがある程度高いと考えられる22項目の有害大気汚染物質が「優先取組物質」として選定されており、地方公共団体は、既に測定方法の確立されている優先取組物質について、大気汚染の状況を把握するための調査(モニタリング)に努めなければならないとされています。

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(バーゼル条約)

有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染に対処するため、1989年3月、国連環境計画(UNEP)を中心に採択された条約です。有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定しています。

有害物質

大気汚染防止法では、物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除きます。)に伴い発生する、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5項目をいい、水質汚濁防止法では、カドミウム等23項目(「人の健康の保護に関する環境基準(資料編P367)」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準(資料編P373)」についてを参照)が定められています。

有機燐

燐と有機物の化合物の総称で、毒性のものが多く、パラチオンは、その代表的なものです。

排水基準は、1mg/L以下となっています。

要監視項目

人の健康の保護に関係する物質ですが、河川・海域等における検出状況等から直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされたもので、クロロホルム等25項目が定められています。

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

一般廃棄物の約6割を占める容器包装廃棄物について、消費者が適正排出を、事業者が再商品化を、行政が分別収集をそれぞれ役割分担し、廃棄物の減量化とリサイクルを推進することを目的とする法律です。

溶存酸素(DO)

DOとは Dissolved Oxygen の略称で、水中に溶けている酸素のことをいいます。溶解量を左右するのは、水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和となります。溶存酸素は、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものです。

水質汚濁に係る環境基準…(「生活環境の保全に関する環境基準(資料編P369)」を参照)

リサイクル

資源の有効活用と環境負荷低減のために、廃棄物を資源として再生し、利用することです。処理の方法により、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルに分けられます。

リターナブルびん

洗って、何度も繰り返して容器として利用されるびんのことで、ビールびん、牛乳びん、酒びんなどがこれに該当します。

硫化水素 (H₂S)

無色の腐卵臭のある、有毒で水に溶けやすい気体です。水溶液を硫化水素水といい、弱酸性、空气中で酸化され、硫黄を遊離します。青い炎をあげて燃え、二酸化硫黄と水になります。悪臭防止法による規制物質の一つです。

緑 被 率

一定面積の中に樹林等が育成している面積の割合をいいます。正確には、その土地の区域と樹冠投影面積の和との割合で表します。

類型あてはめ (類型指定)

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に係るするところの都市計画地域等を勘案し、具体的に水域、地域にあてはめ、指定していくことをいいます(「水域類型」の項参照)。

レッドデータブック

環境省が、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況等を取りまとめたものです。全世界レベルのレッドデータブックを編纂している IUCN (国際自然保護連合) で、より定量的な評価基準に基づく新たなカテゴリーが平成 6 年に採択されたこと等を受け、我が国においても、平成 7 年からレッドデータブックの見直し作業を開始しています。新しいレッドデータブックは、レッドリストの公表後に作成しており、平成 12 年 8 月までに、爬虫類・両生類版と植物 (維管束植物) 版が刊行済みです。

レム (rem)

線量当量の単位であり、放射線が生体に与える影響を考慮した吸収量の単位です。放射線の照射により、物質 1 g に 100 エルグのエネルギーが吸収されたとき 1 ラド (rad) といいますが、生体に対する放射線の効果は、吸収線量 (ラド) が等しくても、放射線の種類・照射条件が異なれば等しいとは限りません。

そこで、レムは、放射線の線質等必要な荷重係数及び修正係数を乗じて得られます。

* 線、線に関しては、ほぼ次の関係が成り立ちます。

$$1 \text{ R} = 1 \text{ rad} = 1 \text{ rem} \quad (\text{RBE} = 1)$$

$$\text{rem} = \text{rad} \times \text{線質係数} \times (\text{分布係数その他の修正係数})$$

六価クロム

クロム化合物の中でも、6 価として働いているクロムをいいます。三酸化クロム (CrO₃)、重クロム酸カリ (K₂Cr₂O₇)、重クロム酸ソーダ (Na₂Cr₂O₇) 等が主なもので、強力な酸化剤として働くため、金属の洗浄、装置の防蝕等に用いられます。6 価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

水質汚濁に係る環境基準は 0.05mg/L 以下、排水基準は 0.5mg/L 以下となっています。